

教育法制研究の課題と方法

— 静態的法制研究から動態的法制研究へ —

荒井 英治郎*

はじめに

本稿は、教育法制研究の中でも私学法制研究に焦点を当てながら、先行する私学法制研究の諸特徴とその方法論上の課題を概括した上で、教育法制研究の進展のために重視すべき観点を提示するものである。本稿の結論をあらかじめ述べておく。第1に、私学法制に関する先行研究は、戦後教育改革期を対象とした私学法制研究と高度経済成長期を対象とした私学法制研究に二分することが可能であることを指摘する。第2に、前者に関しては、1949年に制定された私立学校法（以下、私学法）以外の私学関連法を対象とした私学法制研究は皆無に等しいこと、私学法を対象とした私学法制研究も概説的な法律解説や分析対象を限定した研究が多く、占領文書等を活用したり通説の再検討が試みられている他の教育法制研究と比較すれば「周回遅れ」の状況であること、総じて言えば、制度形成をめぐる政策過程を微視的に分析し、制度形成の要因に迫る研究は行われてこなかったことを指摘する。次に、後者に関しては、政策決定を経て成立した法案内容に対して条文分析を行い現行制度の法論理を明らかにする静態的法制論に基づいた研究が大部を占めてきた反面、教育立法を成立させた力学の解明に資する研究は展開されてこなかったことを指摘し、動態的法制研究の進展が必要であることを論じる。第3に、動態的法制研究に寄与する近年の研究動向を概観する。第4に、動態的法制研究の進展のために必要な観点として、多元主義的観点、新制度論的観点、政策科学的観点を取り上げ、そこでの論点を提示する。

1. 私学法制研究の分類

私学を対象とした研究動向を概括した近年の研究として、上田（2009）が挙げられる¹。上田学は、「これまで私立学校の役割やその経営・管理に関する研究は、あまり活発に展開されてきたとはいえない」との認識を示した上で、従来の私学法制研究を3つに類型化している（上田 2009：35-6）。

* 信州大学 全学教育機構 教職教育部 講師

以下、上田が示した類型を参照した上で、そこでは取り上げられていない研究を補足し、先行する私学法制研究を俯瞰する。

第1は、私学法の制定や改正に関わった文部（科学）省関係者による著作や主に私学経営者を対象とした同法の解説書などがある。前者としては、小野（1985、1998、2009）、私学行政法令研究会編（2005）、杉長（1993）、福田・安嶋（1950、1961）、松坂（2010）、文部省私学法令研究会編（1970、1998）が、後者としては、俵（1982、2003、2006、2010b）などが挙げられよう。これらの研究は、制度の解説や説明を行うことで同法の基本的理解を促すものとなっている。この他、元文部省関係者による著作の大崎（1999）も重要であろう。

第2に、「何らかの形で私学に近い関係にあった人たちの研究」として、長峰毅、相良惟一、片山清一、大沢勝、永井憲一などが挙げられている。具体的には、長峰（1974、1975、1985）、相良（1983、1985、1988）、片山（1984）、大沢勝（1966、1968、1974、1981、1982a、1982b、1982c、1982d、1982e）、大沢・永井（1973）、大沢・高木（1981）、永井（1970、1973、1975）などが挙げられよう。この他、自叙伝を好例とする私学関係者の著作として、加藤（1978）、稗方（1967）、丸山（1992）もここに加えることができよう。

第3に、『私学経営実務講座』や改訂が続けられている『私学必携』など、私学経営者に対する実務書等が挙げられている。前者としては、長峰（1971）、須藤（1972）、須藤・石崎・斎藤（1971）、斎藤・石崎（1971）が、後者としては、文部省管理局企画調整課私学振興課編（1977、1979、1981、1982）、文部省管理局振興課編（1968、1969、1971、1976）、文部省高等教育局私学部編（1981、1984、1986、1988、1990、1992、1995）、文部省私学法令研究会監修（1998、2000、2002、2004、2005、2007、2009）などが含まれよう。また俵（1968、1972、1989、1996、2001、2002、2005、2007、2010a）、俵監修（1993、2002、2003、2005、2008）、俵編（1978）、俵・小川（2004、2006、2009）、俵・小川・井川・高橋（2009）、俵・高橋（2006、2008）もその一種として理解できよう。

さて上田は、従来の私学法制研究には、1949年の私学法制定後と、私立学校振興助成法が制定された1975年前後といった2つのピークが存在していることを指摘している。そして、前者の時期に関しては、私学の果たすべき役割とは何か、学校法人制度の制度化に伴いどのように経営の合理化を図っていくべきかといった私学法を定着させていくことに対する研究的関心が高まり、法解釈をベースとした研究が見られたのに対し、後者の時期に関しては、私学の性格と公費助成を連動させた研究が行われてきたと総括している²。上記のような私学法制研究の状況理解を前提としながら、以下では、次のような順序で先行研究を検討する。第1に、戦後教育改革全般を対象とした研究状況を概観する。第2に、上田の分類に即して、戦後教育改革期を対象とした私学法制研究と、高度経済成長期を対象とした私学法制研究と私学法制研究を二分した上で、私学法制研究の特徴を析出するものとする。先行研究の検討を経て得られる知見を先んじて述べておけば、戦後教育改革期

を対象とした私学法制研究としては、私学法以外の私学関連法を対象とした研究は皆無に等しく概説的な法律解説や分析対象を限定した研究が多いこと、高度経済成長期を対象とした私学法制研究については、政策決定を経て成立した法案内容に対して条文分析を行う静態的法制研究が大部を占めてきた反面、なぜ、どのように課題設定・政策形成・政策決定を経て、教育立法は制定されるに至ったのかなど、政策決定の力学（ダイナミズム）の解明に資する動態的法制研究は等閑視されてきたことを指摘する³。

2. 私学法制研究の諸特徴

(1) 戦後教育改革研究の展開⁴

教育史研究においては、周知の通り 1960 年代後半から 1970 年代初頭にかけて東京大学教育学部の教員が中心となって行った研究の成果として「戦後日本の教育改革」シリーズが全 10 巻にわたって刊行された⁵。このうち、教育行財政を対象とした戦後教育改革の代表的研究は、鈴木（1970）と市川・林（1972）である。前者は、教育基本法を基軸とした戦後日本の教育改革の展開過程を分析したものであり、特に占領管理機構と教育改革との関係、教育基本法の制定過程、文部省の機構改革の態様を対象としながら、教育の自主性の尊重を基本理念とする戦後教育改革の根本趣旨を考察し、結果として戦後教育改革に対する日本側の主体的力量の有り様を積極的に評価するものとなっている。後者は、教育財政制度の在りようが戦後教育改革の帰結を規定する役割を担ったとの認識から、第一次米国教育使節団の来日（1946 年）から公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の成立（1958 年）に至るまでの教育財政の展開過程を分析し、新学制実施に伴う所要経費の確保と、教育行政改革の基底をなす教育財政制度の改革という 2 つの観点から戦後教育財政改革の評価を行っている。上記シリーズの特徴は、米国教育使節団報告書に対する緻密な分析が行われていることや戦前戦後の比較がなされていること、そして、これらの分析に際して日本側資料を最大限活用した点に求められよう。他方、資料の公開状況の制約から占領文書を用いた米国側の占領政策に関する考察は充分にはなされてこなかったと総括されることが多い。

これに対して、1980 年代以降になると、「公開された日米の占領文書によって、占領下における日米のダイナミックな相互関係、即ち、アメリカ側は何をどのように改革しようとし、日本側はいかなる自主改革を試み、両国が各々の政策にどのように対応し、その対応の仕方が各々の政策にいかなる影響を与えたのか、を解明することが可能になった」（高橋・杉原 1993：12）⁶。事実、1980 年代以降になると、米国側資料の公開の影響を受けて、様々なタイプの研究が発表されることとなった。一例として、戦後教育改革の基本構想の立案過程を分析した竹前（1980）、中等教育における機会均等理念の実現として戦後教育改革を位置づけた上で、前期中等教育機関としての新制中学校、後期中等教育機関として

の定時制高等学校の設置という改革の展開過程を京都府山城町・美山町をケースとしながら地方レベルにおける政策実施のありようを分析した赤塚（1981）、米国教育使節団関係者のゴードン・T・ボールズに対するインタビュー等を活用し戦後教育の展開を俯瞰した読売新聞戦後史班編（1982）、日米関係者に対するインタビューを活用しながら CIE・文部省・教刷委の関係を考察したハリー（1982）、地方軍政部教育担当官と都道府県教育行政関係者等のアクターに着目しながら地方レベルでの占領教育政策の実施過程を分析した阿部（1983）、教育勅語を好例とする超国家主義的・軍国主義的教育理念から教育基本法を好例とする平和と民主主義の教育理念へとといった歴史的転換を分析対象とした上で、その転換を米国を中心とした連合国の主導的側面と日本側の自主的改革の側面との共同的産物として描いた鈴木（1983）、戦前戦後の「人格の完成」概念をめぐる議論に着目しながら教育基本法を論じた杉原（1983）、占領前後の対日教育政策の形成・展開過程を分析した久保（1984）などが挙げられよう。また 1980 年代半ばには明星大学に占領教育史研究センターが創設されたほか、『占領教育史研究』が刊行されており、同媒体はその後『戦後教育史研究』として戦後教育に特化した研究を蓄積するに至っている。

続いて 1980 年代後半になると、国立教育研究所（当時）の佐藤秀夫を中心とする研究グループが立ち上がり、教育改革に関する在米史料の包括的調査が行われた。ここでその内容を逐次紹介することはできないためその成果は同プロジェクトの報告書である『戦後教育改革資料』の各号を参照されたいが⁷、同プロジェクトの成果を活用した戦後教育改革研究が以後継続して発表されていくことになる。また、同時期には名古屋大学教育学部において教育改革研究プロジェクトが立ち上がっており、『教育改革研究』と題した紀要が全 7 号にわたって刊行されたほか、学校教育法の成立過程に関する共同研究も実施された（名古屋大学教育学部教育行政及び制度研究室・技術教育学研究室編 1983）。なお、1980 年代の研究状況を概括するものとして、羽田（1994）がある。羽田は、戦後大学改革の論点を概観した上で、戦後大学史の分析視角として 1950 年前後を区分する傾向が強かった先行研究の傾向に対して疑義を呈している（羽田 1994：38-9）。この指摘は高等教育研究に関する指摘ではあるが、戦後教育改革それ自体の評価をめぐる分析の射程をより広範に設定した上で再検討することの必要性を示唆するものとして今日においても重要である。こうした指摘を直接意識したものではないが、戦後教育改革の評価をめぐる分析の射程をより広範に設定したものとして、荻原（1996）が挙げられる。そこでは、千五文部行政の特質として、教育委員会制度という地方分権的な機構様式が存在しながらも教育行政の縦割りの機構と「指導」という非権力的な機能を通じて実質上の中央統制や規格化を行ってきた点が指摘されている。

その後 1990 年代以降に入ると、次々と米国側資料を活用した研究が発表されていくことになる。一例として、社会科創設過程を分析した片上（1993）、暫定国史教科書作成から「くにのあゆみ」編纂に至るまでの記・紀神話をめぐる文部省と占領軍の関係を分析し

た久保（1989）、教育基本法の始原の再検討を行った古野（1993）、指導主事制度の成立過程を分析した高橋（1995）、占領下における教科書の検閲を分析対象とした高橋・ハリ（1987）、戦後教育改革に関する在米未公開資料を含む一次史資料群に基づいた実証的研究を蓄積した土持（1991、1992、1996）、戦後教育改革を通史として概括した明星大学戦後教育史研究センター編（1993）、戦後大学改革の実証分析である羽田（1999）、学校体系のみならず教育行政改革、教育課程改革も射程に含めて分析を行った三羽（1999）、占領期における修身科と教育勅語を好例とした道徳教育問題を分析対象とした上で、「教育反動化」と解された占領後期の改革動向を「逆コース」として捉えるのではなく、占領前期の過程で潜在化していた課題が占領後期に顕在化したものと解すべきであるとして定説化された構図の再吟味を行った貝塚（2001）、占領下の教職追放や教職適格審査の運用実態、大日本武徳会の興亡過程を占領文書を用いて実証した山本（1994、2003、2007）などが挙げられよう。例えば、古野（1993）では、教育基本法の構想が田中耕太郎の独創によるものではないことを明らかにし、教基法制定の方針を憲法改正草案教育規定の問題性及び文部省の教育改革立法政策に対する憲法制定議会の掣肘力との関係において捉える視点の重要性を指摘している。また、高橋（1995）では、地方視学制度から指導主事制度への移行過程、指導主事の免許制度の創設過程、指導主事制度の制度理念と地教行法制定後の変容などが分析され、指導（指導視学）と管理（管理視学）とを分離させる構想は日本側によるものであったこと、ティーチャー・コンサルタントをめぐる日米間の理解の相違と思惑の如何がその後の制度形成に多大な影響を与えたことなどを明らかにしている。

なお米国側資料を活用した戦後教育改革研究の中でも私学法制研究と直接的に関わる先駆的な研究として挙げておかねばならないものが、土持ゲーリー法一の一連の研究である。まず土持（1991）では米国教育使節団の成立経緯や同使節団報告書の作成経緯が実証的に分析され、学制改革の経過を分析した土持（1992）では、米国教育使節団第一次報告書の作成には日本側が深く関与していることを実証し、学制改革を占領軍の「押し付け」とするのは「俗論」であると結論づけるに至っている。続く新制大学の誕生の経緯を分析した土持（1996）においては、新制大学制度は戦前日本の教育改革論議を前提とした日本側教育家委員会の自主的意見に基づくものであり占領軍の押し付けではないことを指摘するとともに、戦後日本の私大政策の問題を検討し、1950年代中頃以降の私大拡張の要因を戦後改革に求めるに至っている。なお、同書では、私学法の制定過程も論じているが、その評価については後述する。

以上、戦後教育改革研究の状況を概観してきた。羽田貴史は、歴史研究のアプローチや目的として、①立法者意思・理念・起源の解明、②政策・制度の評価、③実現しなかった可能性を掘り起こすことによる現実の対象化、④構造と変動プロセス・因果関係の説明、⑤「歴史法則」による予見等を挙げているが（羽田・大塚・安原 2007：35）、戦後教育改革研究の傾向としては、①②③に関して数多くの知見が得られてきたと概括できよう。

(2)「戦後教育改革期」を対象とした私学法制研究

戦後教育改革期を対象とした私学法制研究としては、私学法の解説を行った福田繁・安嶋彌らによる著作や日本私学団体総連合会による著作のほか、私学法を対象とした山村俊夫、笹川紀勝、長峰毅、片山清一、黒羽亮一、土持ゲーリー法一、上田学、両角亜希子による研究などがある。これに対して、私学法以外の私学関連法を対象とした私学法制研究は皆無に等しい状況である。以下、それぞれの研究を概観する。

まず、法制定の経過の概略を記述した福田・安嶋（1950、1961）では、政策決定段階として位置づけ得る国会審議の概要が示され、日本私学団体総連合会編（1950）では、国会上程直前に示された私学団体の法案修正要望の内容が示されており非常に意義あるものである。他方、戦後私学法制に関する制度構想が検討された教育刷新委員会における議論に関しては建議事項や議論の概要が示されるに留まっており、審議過程で浮上した種々の論点に関しては十分検討されているとは言い難い。また、「私立学校法についての占領軍の関与について、占領中は筆を控えなければならなかったという欠陥もある」との指摘の通り（安嶋 1986：51）、GHQ/SCAP の関与に関する記述は最小限に留められているとあってよい。こうした研究状況は当時の資料的制約による影響が大きく、当該研究それ自体の価値を低めるものではない。なお、私学法の制定過程を述懐した安嶋（1986）は今日においても貴重な研究リソースとして援用可能である。

次に、山村（1988、1989、1990、1991）は、「私立学校法成立過程の研究」と銘打っているものの、検討対象の実質は戦前の私立学校令などであり私学法ではない。また教育刷新委員会の議事録の活用も私学法の前身である学校法人法の審議過程部分のみに留まっている。よって、山村自身も指摘しているように（山村 1991）、私学法の研究とは言い難い。

また、笹川（1974）は、私立学校の管理のあり方を考察すべく理事会や評議員会など学校法人制度の構想過程の議論を対象としたものである。しかし活用されている資料は限定的であり、かつ、検討された事項は、第1回建議事項「私立学校に関すること」のみであり網羅性という点で不十分である。続く笹川（1975）では、国会で議論された私学の自主性と公共性に関わる事柄に対する憲法解釈学的分析が行われ、「私立学校法案は文部官僚と私学経営者との密接な協力関係の中で徐々に胎まれて来た」ことを指摘しているが（笹川 1975：23）、活用された議事録は「私立学校の民主化」に関する部分に限定されており、国会審議全体を踏まえた研究とは言い難い。その他、笹川には、憲法学説の整理を通じて私立学校の法的性格を検討した笹川（1977）などがある。

また、長峰（1985）は、私学の設置主体に関する戦前戦後の制度的特徴を比較したものである。①教育審議会の議事録を用いて学校法人法と私学法との関連性を問い、文部省内には戦前戦後一貫した学校法人構想が存在していたことを指摘している点、②私学団体の強い影響力の存在を指摘している点、③戦前の財団法人と戦後の学校法人との制度的相違

点（学校法人による収益事業の容認、役員規定の整備、評議員会の必置、学校法人業務における自主性の尊重、学校法人の解散の明記など）を指摘している点は高く評価できよう。しかしながら、資料的制約もあってか教育刷新委員会に関する記述も建議事項の概要説明に留まっており、詳細な検討は行われていない。こうした状況は片山（1984）においても同様である。よって、学校法人制度の制度設計をめぐっていかなる議論が展開されたのかについての検討は僅少である。なお、片山（1984）は私学行政制度を検討しているが、その対象は戦前期の私学行政制度であり、戦後私学行政制度についての記述は概要説明に留まり限定的であることを付言しておく。

さらに、近年の研究成果である上田（2009）は、後述するように従来の私学法制研究の分析枠組に対する問題提起を行っている点で参照すべき貴重な研究であると言い得るが、研究の焦点の関係もあり、都道府県私学教育委員会構想の頓挫から都道府県知事を所轄庁とする現行制度へと変化する経緯など、私学行政制度に関する制度構想の変容に関しては触れられていない（上田 2009：27-8）。また私学法の制定過程についても教育刷新審議会の建議事項を概観し私学団体の動きを指摘するに留まっており具体的な関与の方法に関する検討は行われていない。その他、両角（2010）では、学校法人制度の生成・発展に関する整理がなされているが、私大の経営構造の特性と問題点を論じることに焦点が当てられていることもあり、評議員設置の経緯や同族経営防止に踏み切った背景など、学校法人制度それ自体がいかなる議論を経て構想されたものであるのかを徹視的に考察したものとは言い難い。

上記のような研究状況に対して、先駆的な研究として、当事者の談話等を活用した黒羽（1988）、占領文書等を駆使し私大政策の展開を実証的に研究した土持（1996）がある。まず、黒羽（1988）は、政策形成に関与した当事者の談話等を活用し米国教育使節団報告書から私学法制定までの経緯を概観したものである。学校法人構想を提示したのは文部省であること、私学法制定には私学団体の関与が無視し得ないとして日本私学団体総連合会の存在を指摘していることなどは今後の研究の焦点を定める上では参考となるが、典拠資料の明示がなされていない箇所もあり再確認を要する部分も少なくない。また本書が主に「大学」に焦点を当てたものであることから、高校以下の私学行政制度については詳述されていない。次に、土持（1996）は、第一次米国教育使節団、第二次米国教育使節団、日本側教育家委員会、教育刷新委員会を素材に、戦後高等教育改革の再編、特に私大政策の展開を史料とインタビューを用いて実証的に分析した文字通り画期的な研究である。また憲法第 89 条と関わる日本国憲法の成立事情に関する検討を行っている点からしても今日でも積極的に参照すべき出色の研究であると言ってよい。しかしながら、教育刷新委員会における私学問題の議論については概要を示しただけに留まり具体的に検討したとは言い難い。とりわけ土持の分析が「高等教育」部分に焦点化されていることとも関わって、私学法の制定過程と銘打っている箇所においては、学校法人制度や私学行政制度に関する分

析は僅少である。事実、土持は後の研究においても、私学法の実証的研究の不十分さを指摘している（土持 1997）。これについては、土持の研究で得られた知見を参照した上でその不足分を補うことが求められよう。

さて、ここで戦後改革期を対象とした私学法制研究の研究対象の「偏り」に関して指摘しておけば、先行研究は私学法を対象としたものが大勢を占めていながらも、同法が規定する私学行政制度を対象とした実証的研究はほとんど行われておらず、研究的不足は深刻である。また、私学法以外の私学関連法、すなわち、私立学校の施設費・経営費・災害復旧費・高利債務弁済費等に対する政府出資金の低利融資を実現し、学校経営の助成策として貸付事業の制度化に寄与した私立学校振興会法（1952年）、私学教職員の生活保障策として共済事業の制度化に寄与した私立学校教職員共済組合法（1953年）、特定目的による補助制度の嚆矢的存在である私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律（1957年）など、占領後期以降に制定された私学関連法に関する研究は管見の限り皆無に等しい。さらに、いわゆる私学三法（私立学校法、私立学校振興会法、私立学校教職員共済組合法）制定以降、特に 1950 年代以降の私学助成政策の展開については、先行研究においても私学に対する助成方式が融資から特定補助金へと推移したという指摘はなされているものの（杉長 1993：196-7、小野 1998：229-331、私学行政法令研究会編 2005：6、市川 2006：261）、戦後改革がいかなる成果と課題を有するものとして政府内外において総括されていたのかという点についての検討は自覚的に行われてこなかった。これについては、戦後改革における私学三法の評価及び戦後改革以降の私学問題を網羅的に議論し第 9 回答申「私立学校教育の振興について」を発表するに至る第二期中央教育審議会の議論の分析が重要であると考えられるが、議事録等の一次資料を用いた検討はこれまで行われていないといった状況である。

こうして、戦後教育改革期を対象とした私学法制研究は少なからず存在しているものの、私学法の概説的な解説を行うものや検討対象を限定したものが多く、いかなる議論を経て教育刷新委員会における建議事項が示されたのか、またいかなる要因によって最終的に現行制度の枠組が規定されたのかといった制度形成をめぐる政策過程を徹底的に分析する研究はなされていない。とくに占領文書を積極的に活用した私学法制研究は土持によるものくらいである。また私学法以外の私学関連法を対象とした私学法制研究は皆無に等しく研究的に空白である。戦後教育改革研究者の泰斗である鈴木英一は、「教育基本法体制」を「現実に日本の社会を規定している日本国憲法体制下の、教育基本法を最高法規とする戦後日本の教育法大系や教育制度のしくみ」と定義した上で（鈴木 1971：227-8）、教育基本法体制は教基法、学教法、教育職員免許法、教育公務員特例法、文部省設置法、私学法から構成されるものと捉え、私学法については私学審議会や私大審議会の委員の民主的人選や身分保障規定（私学法第 10 条、第 11 条、第 14 条、第 19-21 条）などにより教育行政の限界を明確にすることで私学の自主性を保障しようとしていると述べていたが（鈴木

1972 : 9)、「教育基本法体制」の構成要素である教育法制の中でも実証的研究の蓄積が決定的に遅れているのは教育基本法体制を構成するものとされている 6 つの立法のうち、私学法であるといつてよい⁸。

また教育行政学においては、教育委員会制度を対象とした研究として、縦割り構造や集権性といった先行研究で主張されていた通説的見解を相対化するような研究が近年蓄積されつつあるのに対して（一例として、徳久 2008、樋口 2011、本多編 2003、村上 2010、村上 2011）、私学法制研究は日本側資料や米国側資料を用いた実証的研究を経た通説さえも現時点で存在しているとは言い難く、この意味では「周回遅れの状態」であるといつてよい。よって「戦後教育改革のなかで私立学校問題を考えるときの中心となるべき、私立学校法の制定過程に関する内外の史料を駆使した総合的研究は日本の教育史学界でまだ行われていない」（日本私学教育研究所編 1987 : 112）との指摘は 25 年近く経過した現在でも未だ有効である。こうした研究状況は資料的制約という当時の事情が多分に影響していると言つてよいが、今日においては教育刷新委員会の議事録や米国側資料が全面的に公開されるに至っているため、公開された史資料などの文書記録や政策過程に関与した当事者による叙述や口述記録など（安嶋 1986、1987、1995、2004、荒井編 2008）を活用することで、教育刷新委員会における議論や GHQ/SCAP や私学団体などのアクターの関与の方法、政策決定時における文部省関係者の見解など戦後私学法制のありようを総合的に分析することが可能な段階に至っていると見えよう⁹。

(3)「高度経済成長期」を対象とした私学法制研究

高度経済成長期の私学をめぐる状況は、私学助成の方式が私立学校振興会を通じた従来型の融資方式から「アームズ・レングス」（渡部 2003 : 40）の原則を採用した日本私学振興財団を通ずる経常費補助金へと転換された時期であり、私学助成の法的整備が進められていく時期である。こうした状況を反映して、当時の私学法制研究は、私学助成、特に経常費補助を研究対象の中心に据えてきた。そこで展開された私学法制研究の特徴を簡潔に述べれば、「サポート・バット・ノーコントロール」という教育財政の原則の具体化を志向しながら、人件費を含む経常費補助の実現を好例とする私学助成の拡充を主張し、新たな助成に伴う規制強化に対しては批判するというものであった。方法論的には成立した法案内容の批判的検討を行うような条文分析が大部を占めていたといつてよい。ここでは上記のような法案内容の条文分析を行う研究を「静態的法制研究」と総称することにする。

以下、高度経済成長期に制定された私学関連法に関する先行研究を概括しておく。

第 1 は、1970 年に制定された日本私学振興財団法である。同法については、法律解説を行った十文字（1970）のほか、日本教職員組合私立学校部編（1979）、永井（1970）、碓田（1970）、野上（1973）などがある。同法は経常費補助金の実現に寄与したものであるが、同法附則第 13 条で人件費補助という新たな助成に伴う規制措置として私学法の改正

が試みられると、規制強化を懸念した私学諸団体の法案修正運動の影響もあって法案修正や附帯決議が行われることになり、私学法第 59 条の改正は事実上「凍結」、二重の縛りがなされた。こうした経緯もあり、法案内容の条文分析を行う静態的法制研究に属する論考では、同法を「私学教育の内容に対する国家の指導・監督権の強化を図るもの」（日本教職員組合私立学校部編 1979： 172）と位置づけ、本法によって誕生した日本私学振興財団は「国家統制の代行機関としての性格」をもち、「サポート・バット・ノーコントロール」の理念に反するとして批判するものが大勢を占めていた（永井 1970、碓田 1970、野上 1973）¹⁰。

第 2 は、1975 年に議員立法として成立し「私学助成の憲法」とも言われる私立学校振興助成法である¹¹。同法については、文部省関係者として法律解説を行った高石（1976）のほか、有倉（1976）、碓田（1975）、大沢・永井編（1973）、神田（1975）、国庫助成に関する全国私立大学教授会連合編（1979）、永井（1975）、渡辺（1980）などが挙げられる。これらも政策決定を経て成立した法案の内容に関する条文分析が多くを占めており、静態的法制研究として位置付けることが可能である。例えば、同制定過程においては自民党文教族が度重なる法案の修正を行ったこともあり、法案要綱と実際に成立した法案内容とを比較し規制規定の新設と助成規定の後退、そして自民党の強行採決という国会議事運営の「不当さ」を指摘するものが大勢を占めている。よって、日本私学振興財団法に対する先行研究と同様に、結論として助成に伴う規制を「サポート・バット・ノーコントロール」の理念にそぐわないものとして批判するといった論理が共通して見られるのが特徴である。

こうして、一部の例外¹²を除いて高度経済成長期を対象とした私学法制研究は、次のような特徴を有していたといえる¹³。第 1 に、「教育基本法体制」ないし「憲法・教育基本法制」が戦前の教育勅語体制との対比で捉えられ、教育基本法体制との距離感をもって改革の是非を論ずるという方法論的姿勢が前提とされる。第 2 に、私学の自主性と公共性の調和という観点から「サポート・バット・ノーコントロール」という教育財政の原則の具体化が志向され、規制を極力排除し助成が手厚くなされるような私学制度のあり方が模索される。第 3 に、教育財政の原則の具体化のためには、教育条理を重視した条文分析を行っていくことが重要であり、教育財政の原則の究明によって私学の自律性は確保されることになる想定する。第 4 に、戦後改革で実現されたとする人権としての教育、義務教育の無償性、教育の機会均等といった諸原理を重視する立場から、社会的公共的利益に属する公共財としての教育、さらには公教育としての私学という位置づけが前提とされ、教育費は公費であることが本質的に望ましいと解する。こうして、私学助成の増額要求の正当化根拠とされる教育の無償性・公費教育主義の論理が義務教育段階の私学に留まらず高等教育段階の私学にまで適用可能であるとする主張が展開されることになる。しかしながら当時の私学法制研究の主流を占めてきた静態的法制研究においては、特定の政策・制度環境下で形成された制度を無前提に理想視し、実証的検討を経ることなしに戦後改革期で

確立されたとする私学法制の原理・体系の固有性の意義を重視・強調してきた傾向が少なからずあったと言える。事実、先行研究では、制度形成のダイナミズムを分析の射程に含めることなく、既述の通り戦後改革における理念・原理との距離感でもって当該制度の評価を行うという手法がたびたび採用されてきた¹⁴。こうした研究状況について、田原宏人は「解釈の対象となる法規条文が所与であるところから、『挙証責任の転換』によって自らに課されるはずの任務、ここでは法規そのものの存在理由を社会科学の基盤において問うという作業は、必ずしも必要とはされないのである」と述べた上で、次のような課題を指摘している（田原 1993：15-6）。

「国民の教育権理論は歴史的事実あるいは現実の教育状況を説明しているかにみえて実は説明していない。それは一定の立場からの評価、言い換えれば、自ら設けた規範からの偏差を指摘するにとどまる。つまり、説明理論の不備ということなのだが、より正確には欠如というべきだ。しかし、この欠如が、当該理論の『方法論的限定』に由来しているからには、それは偶然ではなく必然である。」

他方、上記の研究状況に対する直接的な批判とは言えないが、上田学による問題提起は傾聴に値しよう（上田 2009：54-69）。上田は、私学が公共的性格を有しているからといって直ちに公教育に包摂されるとは限らないと指摘し（上田 2009：41）、次のような疑義を呈している。上田は、「サポート・バット・ノーコントロール」に類する言説は、「公権力による教育への不当な介入を阻止すると同時に、教育の重要性を根拠にして、財政的な補助の執行は教育関係者の専門的な力量と判断に委ねることを求めている」と概括した上で、「教育界の常識」とされてきた「通説」の検討を行っており、その結果、「現時点では **support but no control** という言説には正当な根拠があるとは認められない」と指摘している。上田によれば、これらの言説は、「教育の地方自治や教員の自律性、あるいはまた国民の教育を受ける権利を保障するための原則である」としながらも、補助金支出が統制を伴わなくてよいとする理由、教員の専門職性ゆえに国によるコントロールに限界が設けられる理由に関する言及はなく、教育の専門性・自律性を尊重することと公費の支出状況を説明することとの関連が不明であるという。こうして上田は、先行研究で重視される「通説」の問題点として、①教育の自主性・自律性を根拠に、財政民主主義の原則の上位にサポート・バット・ノーコントロールの原則を置くという論理的合理性は成立しない、②サポート・バット・ノーコントロールの原則は、経費支出・執行担当者に対する規制のあり方を構想するアカウントビリティの概念とは相容れず、いわば経費支出・執行担当者に対する白紙委任を許容していると理解され得るのではないかと疑義を呈している。さらに、上田は「戦後の教育改革期に戦災によって甚大な被害を被った私学関係者と占領軍民間教育情報局との間で交わされた私学助成をめぐる政策論議の過程において、私学側からすれば政府等か

らの助成金の交付を強く望みたいが、しかし補助金の交付を受ければ統制を被ることは避けられず、それは戦前の厳格な私学行政を想起させるもので、何とかそのような自体は回避したいという観点から（サポート・バット・ノーコントロールの原則は一筆者）造出された」のではないかと指摘しており、「サポート・バット・ノーコントロール」の原則は外国から来たものではなく、私学関係者の願望から生まれた国産品であると結論づけている（上田 2009：67）。上記の指摘からも想起されるように、従来の私学法制研究においては、「サポート・バット・ノーコントロール」という戦後改革の理念や原理が前提とされているが、こうした戦後改革における理念や原理それ自体がいかなる文脈において構築されたものであるのかという問いに対する実証的検討の結果を踏まえたものとは言い難い。すなわち、「サポート・バット・ノーコントロール」という制度原理それ自体自明のものではないにもかかわらず、静態的法制研究においては、現行・既存制度の存在を暗黙理に受け入れ、当該制度の評価を論じるものとなっている。黒崎勲はかつて「法規範による主張が客観性をもつためには、法規範における国家と教育の関係、公教育の諸関係を事実にして分析し、理論構成の根拠としなければならないのではないだろうか」と指摘していたが（黒崎 1980：6）、この指摘は私学法制研究にもそのまま当てはまるものであると言ってよい。

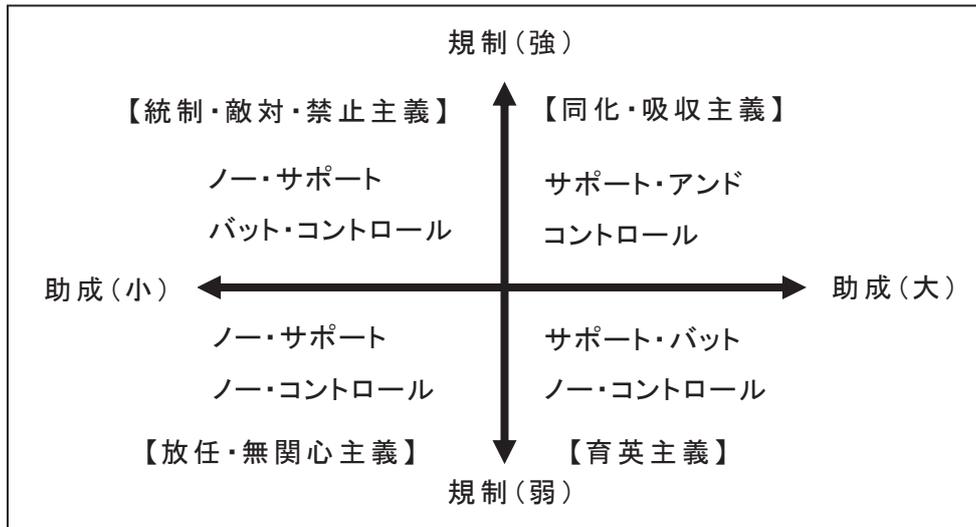
3.近年の研究動向

以下では、近年の私学研究及び動態的法制研究と関連する隣接諸科学の研究動向を概観し、動態的法制研究の進展に寄与するような観点を摘出する。

第1は、戦後の私学問題並びに主に私立大学を中心とした私学政策に関する俯瞰的視座を提供する研究である。一例として、長峰（1978a、1978b）、大崎（1968、1993、1999）、大崎編（1988）、丸山（1992）、黒羽（1993、2001、2002）、渡部（2001、2003、2007）などが挙げられよう。

第2は、市川昭午による一連の私学研究である。一例として、市川（1973、1976a、1976b、1977、1978a、1978b、1979a、1979b、2006）などが挙げられよう¹⁵。ここでは特に私学政策の展開過程を論じた市川（2006）に触れておきたい。市川は、私学政策を「助成」と「規制」に大別した上で、助成の大小と規制の強弱を組み合わせることにより、私学政策を「放任・無関心主義」、「統制・敵対・禁止主義」、「育英主義」、「同化・吸収主義」と4類型し政策内容の推移を考察している（図表1）¹⁶。第1の「放任・無関心主義」とは、規制は弱く、助成は少ないというものである。第2の「統制・敵対・禁止主義」とは、規制は強く、助成は少ないというものである。第3の「育英主義」とは、規制は弱く（部分規制）、助成は大きい（積極助成）というものである。第4の「同化・吸収主義」とは、規制は強く、助成も大きいというものである。

図表 1 私学政策の類型



※市川(2006:252-3)を参考に筆者作成。

上記のような私学政策の類型を前提とした上で、市川は私学政策の歴史的変遷を次のように概括している。まず、いわゆる自由教育令(1879年)下における私立学校の設置の届出制を好例とするように自由設立主義を採用していた明治初期の「放任・無関心主義」から、官学中心主義と概括されることが多い戦前の教育政策は、改正教育令(1880年)、諸学校通則(1886年)、そして私立学校令(1899年)、改正私立学校令(1911年)、大学令(1918年)及び高等学校令(1918年)と変遷を辿る過程で、私立学校の設置には認可が必要となりある種「統制・敵対・禁止主義」の色彩が強くなっていく。

その後、戦後改革の一環として、学教法(1947年)や私学法(1949年)が制定されると、私学に対する規制は著しく僅少となった。他方、私学法第59条の規定が置かれることにより私学助成の法的可能性は明確にされたものの、現実の助成策は融資中心であり、1960年代後半まで助成額が僅少な状態が続くことになる。この意味では現状と比較すれば、「ノー・サポート・ノー・コントロール」に近い状態が実現するに至ったのであり、市川は、戦後改革以降の私学政策を「放任・無関心主義」に位置づけている。次に、私学法制定後、1950年代半ばになると、融資方式での私学助成から補助金としての私学助成という形に転換していくようになるが、画期となるのは、1960年代後半の経常費補助の開始である¹⁷。すなわち、1970年度の経常費補助の開始と時同じくして日本私学振興財団法が制定され、助成に伴う規制の強化が企図されることとなる。具体的には、日本私学振興財団法の附則第13条において、人件費補助という新たな助成に伴う規制措置として、①所轄庁である文部省による私学への立入検査権、②学科・研究科の増設や収容定員の増加に関わる計画変更・中止勧告権、③設備・授業等の変更命令権などが規定されるとともに(法案修正や附帯決議が付されることになり、私学法第59条の改正は事実上「凍結」した)、1971

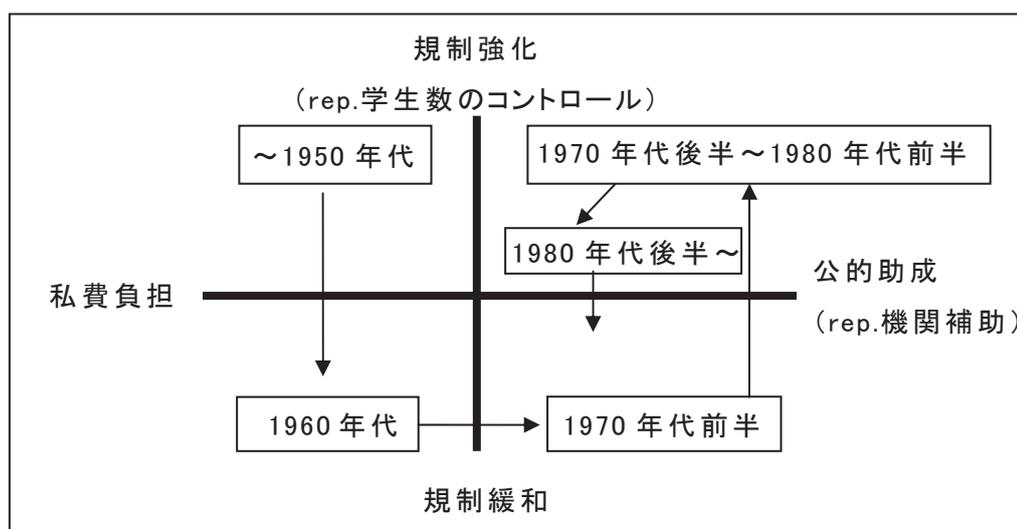
年には私立学校の基本金の強化を企図して学校法人会計基準が制定されている。そして、1975年には議員立法により私学助成法が成立することで、既述の日本私学振興財団や都道府県を通じた人件費を含む経常費補助が私学助成制度の中核に位置づくようになり、これに伴い、私学助成法第11条に基づいて、業務・会計状況に関する報告、質問、帳簿検査、入学定員超過の是正命令、不適当な予算の変更勧告、法令・寄附行為違反の役員の解職勧告といった監督権限など新たな規制が強化されることになる。さらに、高等教育計画の策定がなされ、量的拡大ではなく質的向上により政策効果を企図する私大の新增設抑制政策が採用されたことをもって、市川は1970年代の私学政策を「規制は強くないのに、助成は大きい」という意味において「育英主義」的な色彩を帯びていたと指摘している。しかし、その後は、①1980年代以降の財政状況の悪化に伴うシーリング方式の導入によって私学助成額が停滞したこと、②私学助成法の3つの目的、すなわち、教育条件の維持向上、経営の健全化、修学上の負担軽減のうち、前二者のみしか達成し得なかったこと、③傾斜配分の重点強化に象徴されるように経常費補助が一般補助から特別補助へと転換し、補助の意味合いが高等教育政策の遂行手段に変質したこと、④日本私学振興財団の後継組織である日本私立学校振興・共済事業団を通じた間接補助の原則が崩壊したこと、⑤2004年の私学法改正（a 理事・監事・評議員会の権限・役割分担の明確化による学校法人の管理運営制度の改善、b 財務書類の関係者への閲覧の義務づけなどの財務情報の公開、c 委員構成及び推薦手続きの規定削除による私立学校審議会の見直しなど）により、私立学校のガバナンスの強化が企図され経営の透明性を高める方策が採用されるようになったことから、「育英主義」は挫折したと指摘している。では、上記で概観したような「放任・無関心主義」から「統制・敵対・禁止主義」へ、そして「統制・敵対・禁止主義」から「育英主義」へとといった私学政策の転換は、いかなるアクター間の相互作用によって促進あるいは制約されてきたのか。これらの問いに対しては、戦後私学法制を構成する各種制度群の形成過程に即して分析することが必要となろう。これについては別稿で論ずる予定である¹⁸。

第3は、教育社会学者による高等教育研究であり、橋本(2008)、両角(2009)、米澤(2010)などが挙げられる。

まず橋本(2008)は、戦後日本の医師数に着目した専門職養成の政策過程を分析したものである。そこではレジーム(マクロ的な政治的権力構造)とそれを構成する各セクターは現実的な諸アクターへとブレークダウンされながら政策過程に関与するとの基本的理解が示された上で、「あるイシュー・政策には特定のレジームが外在的に存在し、またそのレジームからは特定のアクターが演繹的に析出されるのであり、そのレジームに関係のないアクターが参入・関与することはない」ことがレジーム論を用いて実証されている(橋本2008: 69-70)。本研究は現時点における教育分野の政策過程分析の到達点であると言ってよく、当該研究に見られる多元主義的観点や新制度論的観点などは動態的法制研究のために必要不可欠となる。

次に、1960年代から1990年代初頭までの高等教育大衆化過程を分析対象とした米澤（2010）では、高等教育政策は、助成（私学振興財団を通じた貸与・給付による機関補助などを好例とした公的な財政支出）と規制（設置認可を通じた定員制度に基づく学生数の量的規制）の組み合わせによって構成されると捉え、日本の高等教育の質をめぐる競争メカニズムの抑制要因として、学生の入学選抜度に主な威信の源泉を求める「日本型」のエリート私立大学の存在を挙げている。そこで示された見取り図が下記のものである（図表2）。米澤の研究は、「市場」を媒介項とした政府・私立大学間の相互作用に焦点を当てた研究であるが、今後の課題として、第一次資料や関係者へのヒアリング等を駆使した多面的な検討を行っていくことなど、日本の私立高等教育政策過程それ自体の研究の必要性が指摘されている（米澤 2010：236）。事実、当該研究は政策分析の範疇に属するものであると言い得るが、分析の前提となる制度や政策の形成過程を検討したものではない。これらの課題に対しては文書記録や口述記録を活用した実証的研究による補完が必要となろう。

図表 2 日本における政府の私立大学に対する助成と規制



※米澤（2010:32）を参考に筆者作成。

その他、日本の私立大学の組織・経営に関する近年の代表的研究として、両角亜希子の研究がある。両角（2010）は、学校法人制度という日本の経営構造の制度的特徴を明らかにしながら私大の行動分析を行い、日本的な私大経営構造の特徴と限界を解明したものである。私学法制研究と関わる点としては、学校法人制度の特徴を、法的枠組、ガバナンス、財務といった3つの観点から考察した点が挙げられよう。具体的には、法的枠組については、設置者である学校法人と私立大学とが別組織となっている点、同一法人内に種々の学校を設立できる点が特徴的であり、これによりリスク分散や容易な大学設置（下位段階の学校を設置しその後大学を設置する）などが可能となり経営上のメリットとなり得ること、

ガバナンスに関しては理事会支配の原則があるが参加的経営の余地も大きいこと、財務に関しては基本財産を有することが想定されながらも実際にはその例は少なく基本財産を拡充するための仕組み（基本金組入れ）が制度上要請されている点を指摘している。こうして、当該研究では特定の政策・制度環境下において個別私大の経営行動がどのように変化したのかという問いの下、平均的な行動パターンと多様性に関する分析が行われており、学校法人という日本の私立大学の経営構造の制度的特徴が1980年代以降の私立大学の行動を一定程度規定していることを指摘している。こうした新制度論的な観点も動態的法制研究の進展のためには重要となろう。

第4は、外国研究者による教育政策研究である。一例として、政治的構造と内在的機能の組み合わせから高等教育の政策形成の類型化を試みたカリフォルニア大学のペンペル（T.J.Pempel）の研究、70～80年代における教育改革の成功と失敗の要因を対立・紛争の性質を基準とすることで説明可能な形に類型化したヴァージニア大学のショッパ（L.J.Schoppa）の研究、伝統的な教育政治と構造改革型の教育政治とを対比する形で現代教育の構造改革のありようを明らかにしたアーカンサス大学のニッタ（K.A.Nitta）などが挙げられる。以下、それぞれの研究内容を概観しよう。

まずペンペル（1978=2004）は、1960年代の政策形成のパターンは、各政策領域にみられる内在的論理ともいべき3つの「機能的要因」と、その社会の政治体制、法制度、経済レベル、社会構造、文化的背景を例とした2つの「構造的要因」との組み合わせによって決定づけられると述べた上で、政策形成のパターンを「陣営対立型」（camp conflict）、「増分主義型」（incrementalism）、「圧力団体型」（pressure group）の3つに分類し、日本の高等教育政策の分析を行った。そこで分析対象となったのは、大学管理問題、入学定員拡大、種別化・専門化という3つの政策案である。そのパターンをまとめたものが下記である（図表3）。

図表3 1960年代における政策形成パターンの分類・関係

	イシュー(問題)			構造		過程			
	影響範囲	分割可能性	感情触発性	法制的要件	権力リソース (政治的動員力)	関係アクター	対立	闘争の 強度	政府決定機関
陣営対立モデル	広範 かつ 特定の	低	高	憲法～法律レ ベル	多数の強力な 組織的参加者	多	陣営による	高	国会、内閣、 官僚
圧力団体モデル	限定的 かつ 特定の	中	中	法律～行政レ ベル	少数の参加者、 ただし組織化され ているのが普通	少	流動的。 集団対集団 あるいは 政府機関	中	中央政府、 時として 公共・民間機 関
漸増主義モデル	限定的 または 拡散的	高	低い	行政レベル	あっても 非組織的	ほとんど無し	非組織的な利害 対 一政府機関	低	官僚組織

※ペンペル(2004:41)より筆者作成。

ペンペルがイシューに内在する機能的変数として挙げているのが、①影響範囲（どの程度の国民を政策過程に巻き込み影響を与えるか）、②分割可能性（政策をどの程度分割することができ政治的妥協が可能であるか）、③感情触発性（国民の感情・関心をどの程度高揚

されるのか)である。またイシューを取り巻く構造的変数として挙げているのが、①法制的要件(憲法改正、政令・省令、通達などいかなるレベルにおいて政策決定に必要な手続きを行うか)、②権力リソースないし政治的動員力(個別アクターがどの程度の影響力を有しているのか)である。

第1に、陣営対立型の政策形成とは、「問題」が原理・原則にかかわり、その答えが「イエス」か「ノー」を要求されるという点で分割不可能で、影響範囲も広範、高度にイデオロギー的な性格を有し、人々の感情を大きく触発するものである。また、憲法改正又は法律の制定・改正を必要とし、そのために強力な組織的集団に大きな影響を及ぼす政策形成パターンである。例としては、大学管理問題などが挙げられている。

第2に、増分主義型の政策形成とは、「問題」は、意思決定の目的に応じて細分化される可能性があるという点で、分割可能かつ極めて分節化されており、影響範囲は限定的であり、人々の感情をそれほど触発することはないというものである。そこでは行政裁量の範疇で意思決定が行われ、審議会の答申や行政通達などによって処理されるような政策形成パターンである。例としては、行政指導などが挙げている¹⁹。

第3に、圧力団体型の政策形成とは、陣営対立型と増分主義型の政策形成の間であり、「問題」は陣営対立型ほど分割が不可能で多くの人々を動員させ、憲法改正が必要となるような感情触発性の高いものではない。また一方で、増分主義型のように問題が分割可能で、範囲も限定的であり、感情触発性も低く、行政指導等で処理されるようなものではない。例としては、高等教育の多様化と専門化が挙げられている。

このようにペンペルは、政策分野ごとに利害関係者の多様性や対立の性質、闘争の強度が異なることを記した。では私学振興(特に私学助成)をめぐる政策形成パターンは、どこに位置づけることができるだろうか。まず、「機能的要因」に着目すれば、「影響範囲」は、「私立」学校への公費助成という点で限定的かつ特定のであり、「分割可能性」という点では、私学助成といっても公費補助が可能か否かという点においては分割可能性が低いといえるが、一方で、私学助成といっても低利融資、設備費補助、研究費補助、そして人件費補助というふうによくのバリエーションがあり、分割可能性が特段高いわけではないといえる。また「感情触発性」という点では、どのような対象に対してどの程度公費助成を行うのかというのは、私学に子どもを通わせている父母、そして、私学助成の増減とそれに伴う監督規制から大きな影響を受ける私学関係者(特に私学経営者)にとっては、感情触発性は高いものであると言い得るが、私学との関係が密接ではない人々にとってはこの「問題」に対する関心は低いといえる。次に、「構造的要因」に着目すれば、私学助成を取り巻く「法制的要件」は、憲法第89条や私学関連法(私学法や私学助成法など)であるといえる。戦後直後の私学法制定以前は公金(税金・公費)を私立学校へ投入する行為は、行政裁量でなされることは基本的に認められていなかった。それどころか低利融資を可能とすること、免税措置を講じることでさえ大きな問題となったほどである。しかし、

私学法制定によって私学助成の途は拓かれることとなる。また、高校以下の人件費を含む経常費補助も私学助成法の制定を見るまでは認められておらず、1975年の法制定を経て、はじめて実現されることとなった。次に、「権力リソース（政治的動員力）」については、「私学団体」と一口に言っても、学校種ごとに団体が組織化されているのみならず、私学総連や全私学連合といった連合会をも設立されており、私学団体は「農協」と比較されるほど政治力を備えているとさえ言われるようになる。

以上のようなことを考えると、「私学振興」をめぐる政策形成パターンは、「圧力団体型モデル」に適合的であるといえる。無論、市川昭午も指摘しているように、圧力団体型の内容が不明確で、陣営対立型と漸増主義型の間中型・折衷型という以上に明確な内容を有しないという指摘は的を射たものである（市川 1988：274-5）。しかし、私学振興という政策案は、陣営対立型や漸増主義型の間、ないし陣営対立型でも漸増主義型でもないものといった消極的な理由ではなく、より積極的な意味で圧力団体型の事例として位置づけることができると思われる。これについては別途実証研究を要するため別稿に譲りたい。

次に、ショッパ（1991=2005）は、1980年代における中等教育を対象とした政策形成・決定過程を分析対象としながら、「教育下位政府」（subgovernment）の存在を指摘した上で、政策をめぐる対立の程度と登場するアクターの性格に応じた政策過程のパターンを析出している。その結論は、日本の教育政策は自民党の単独長期政権下において現状維持を志向した文教族と文部省によって閉じられた政策形成・決定が行われ教育下位政府が形成されてきたのに対して、当該政策過程から排除されてきた利益団体（日教組など）は自己の政策要求を実現するためには野党を活用した政策展開を希求するしか方法がなく、結果として強固な教育下位政府の壁を打ち破ることができず、教育改革は先延ばしにされてきたというものである。「教育下位政府」の概念は、私学法制研究で言えば、高度経済成長期における政策決定のありようと密接に関わっているといえよう。

最後に、Nitta（2008）は、現在の構造改革型の教育政治を伝統的な教育政治と区別した上で、教育政策過程の変容は日本特有の現象ではなく世界的潮流であることを指摘している（図表 4）。周知の通り、日米の教育システムは、前者は集権型、後者は分権型と基本的骨格は異なるが、教育版「鉄の三角形」とも称される教育専門家集団（エリート教育官僚、文教族、業界団体）によって政策過程とそこで形成される政策内容が枠づけられてきた点は両国共通の現象であった。自民党政権時の日本の場合を約言すれば、文部省と中教審が政策形成のイニシアチブを握り、他方、行政府内の予算案・法案・政策は自民党の各種部会、調査会、政調審議会での審議を経て、最終的に総務会で正式決定されるという「慣行」が 55 年体制下で形成・維持されてきた。そして与党審査（事前審査）というこの非公式的な制度の存在から教育政策は官僚と政権与党との共同作業によって立案されると解される一方で、政策決定がある種閉鎖的空間でなされることをもって教育改革の帰結は「現状維持」となることが多く、その態様はショッパによって Immobilism とも称されてきた。

図表 4 伝統的な教育政治と構造改革の教育政治

	伝統的な教育政治	構造改革の教育政治
主要な参加者	予測可能:教育専門家	予測不可能:大統領、知事、非教育官僚+教育専門家
支配連合	教育政策共同体: ・国、州、学区の教育官僚 ・文教族 ・教職員組合 ・業界団体	穏健な構造改革者: ・国会議員:大統領、首相 ・エリート官僚:ホワイトハウス、内閣、省庁 ・業界団体:経団連、ビジネスラウンドテーブル ・州レベルでの団体:全国知事会
有力な政策課題	・カリキュラム ・教授方法 ・資源	・穏やかな権限の再配分(Loose-Tight) ・(資源の)インプットではなく、(パフォーマンスの)アウトプットに焦点化
政治的分裂	・政党 ・分野別の課題	・ローカル vs. エリート ・タイミングに応じてシフト
政策過程	予測可能、現状維持	混沌・無秩序・混乱、臨時的・場当たり
政策結果	・漸進的変化 ・分割された政策	・変化の波 ・流行の改革を広範囲に採用

※Nitta(2008:3)を参照に筆者作成

これに対して、90年代後半以降の国会制度・内閣制度・選挙制度・行財政制度等の改革は、政党の集権化や党執行部の権限強化、省庁再編による内閣総理大臣や内閣府の機能強化、行政府の集権化等を招来したことは言を待たず、内外の研究者によって近年の構造改革は、既存制度それ自体の再編を企図すると同時に、当該政策分野の権限再配分を通じたガバナンスのあり方を再吟味していくことを改革課題の中心に据えている点が指摘されてきた²⁰。教育分野の改革動向もこうしたマクロトレンドと無関係ではないというのがニッタの主張の1つである。ニッタは教育改革を取り巻く政策・制度環境として、①多種多様な政策主体間によって(学校)教育の失敗は国際経済の競争力を脅かすことになるという信念が共有されつつあること、②現場に革新と実験の自由を与える一方で目標達成の責任を求めるという loose-tight 論を核とする新公共経営(NPM: New Public Management)を活用した政策手法が一般行政のみならず教育行政においても広範囲に適用されつつあること、③利益集団(特に教職員組合)を弱体化・分断させる取り組みが進行しつつあることの3点を挙げた上で、構造改革型の教育政治は日本のみならずイギリス、ラテンアメリカ、スカンジナビア、フランス、ドイツなどでも一定程度共通してみられる世界的潮流として解すべきであることを指摘している。事実、米国では州・学区に対する連邦政府の統

制強化が顕著なものとなっているほか、日本でも分権改革や規制改革等の影響を受けて文部科学省単体での政策決定はより一層困難なものになりつつある。また自民党文教族の弱体化、教職員組合の分断、革新政党の解体を契機として、政策過程に参加するアクターも、非文部官僚や経済団体、そして内閣府関連の諸会議が存在感を増すようになっていることは多言を要しまい。ニッタの枠組によれば、高度経済成長期における教育政治は伝統的なそれに位置づけられるものであるとあってよい。

4.私学法制研究の課題

ここまで静態的法制研究を好例とした従来の私学法制研究の課題を指摘した上で、今後の私学法制研究において摂取すべき観点を先行研究に即して論じてきた。以下では、制度の形成過程を実証的に明らかにする動態的法制研究を進展させていくにあたりアクター行動の分析枠組を構築する上で重視すべき観点を3点ほど指摘しておく。その観点とは、「利益」という要素を考慮する多元主義的観点、「制度」という要素を考慮する新制度論的観点、「アイディア」という要素を考慮する政策科学的観点である。なおこれらの観点は相互に重複するものであることを予め断っておく。

(1)多元主義的観点—「利益」という要素

第1は、多元主義的観点である。この観点は、制度の形成過程を実証的に明らかにする動態的法制研究において、アクターの有する「利益」や「選好」を分析の射程に含めることの重要性を示唆するものとなる。なお以下では「利益」と「選好」を同種のものにとらえ、一括して「利益」と表記するものとする。

政策過程分析はこれまで主に政治学が担ってきたことに多言を要しまい。詳述はなし得ないが、1960年代における政治学においては辻清明や升味準之輔らを代表とする官僚制の影響力を重視する官僚優位論が大勢を占めてきた（辻1969、升味1967）。これに対して、1970年代以降になると、政党主導の予算編成の実態が指摘されたり（榊原・野口1977）、村松岐夫や大嶽秀夫によって米国の多元主義理論が紹介されることで、結果として日本政治の権力構造の相対化の視点が学界に提供されていった。そして、その後自民党優位論が展開されてきたことは周知の通りである（村松1981）²¹。

多元主義(pluralism)に関しては、古くは20世紀初頭のベントレー(Arthur Bentley)、そして1950年代のトルーマン(David Truman)がその代表的論者として挙げられよう。1950年代の行動革命以降、米国では非公式的な権力配分や政治的アクターの行動に着目する分析方法が採用されるようになり、そこで台頭したのが多元主義的アプローチであった（小堀1994:317）。その内容を端的に述べれば、政策過程に関与するアクターの有する利益の相互作用の産物として政策を捉える立場である。換言すれば、トーマス・ダイが指

摘するような政策過程を上下の権力関係として解しトップダウン型の政策形成やボトムアップ型の政策形成を前提とするのではなく (Dye2001)、多元的な権力構造の下で多様な関係諸集団間の横断的活動の結果、政策形成が行われていくと解する立場である (森脇 2010 : 38-9)。そこでは各種団体に権力分散されているような流動的構造を有した政治制度が前提とされ、単一の利益団体が政策過程を全面的に支配することは基本的に有り得ないものと捉えられ (Kruschke and Jackson1987=1989)、なぜ民主主義的国家において特定の利益を表出・保護する政治構造が形成されることになるのかという主題が主要な関心事となっていた (Cobb and Elder1983 : 1-16, Baumgartner and Jones1991 : 1044-6)。こうして多元主義の方法論的特徴は、アクターの利益とそれらを実現するための権力・影響力に着目する点に求めることができ、個人や利益集団は他のアクターとの相互作用の過程において、自らの利益を実現するために種々の資源を活用し影響力を行使する、そして、政策形成はその資源を有するアクターの利益が表出する形でなされると解する点にあるとあってよい²²。そして多元主義に基づく研究は、政策の安定性を支持・維持するアクター間関係、政治構造や権力配置の解明に寄与する研究を蓄積させていった。こうした研究的傾向は米国政治学における主題が権力過程分析に傾斜していたことと無関係ではない。

むしろ多元主義的アプローチそれ自体に対しては、1970年代以降種々な批判が提起されていることもまた事実である (秋吉 2007 : 24-29)。秋吉の説明によれば、第1に、制度の安定や維持等を前提とする同アプローチでは、大規模の制度変化を説明することが困難であるとされた。政策の安定性を支持・維持する政治構造の存在もあって、多元主義的アプローチにおいては、大規模な制度変化が生じることは稀有であると捉えられ (Baumgartner and Jones1991 : 1044)、そこで想定されたものは、「インクリメンタリズム」が主張するような現状 (既存の制度・政策) からの僅少な変化であった²³。よってこうした課題からは、制度の維持のみならず制度変化をも説明可能な分析枠組を援用する必要がある。第2に、研究の焦点が政治構造及び権力配置の解明に傾斜する反面、政策内容に関する理解を深めることが困難であったとされた²⁴。多元主義的アプローチに対しては、教育研究の側からも、「教育改革の内容に対する質的な評価を伴わないままに教育政策をめぐる政治力学だけで教育政策過程を説明しようとすることは教育政策研究としては一面的になるのを免れない」との指摘がすでになされている (小川 2005 : 209-10)。これについては、政策内容と政策過程の双方を射程に含めた分析枠組を構築していく必要がある。第3に、利益の概念のみでは政策の変化等について、なぜその時期に当該変化が生じたのかを説明し得ないだけでなく、そもそもアクターがどのように、そして、いかなる利益を認識しているのかといった自己の利益に対する認識構造の分析を不問としているとされた。事実、カークが指摘するように、政治は公共利益に関する世論・理念・思想にも規定されることがあるのであり、利益の規定性のみに着目するのでは一面的な分析になりかねないのである (Quirk1988 : 40)。これについては、アクターが自身の利益をいかに認識して

いるのかを分析の俎上に乗せていく必要がある。第4に、なぜ特定のアクターの特定の利益がその他のアクターの利益に比して最終的に表出されるに至ったのかという、利益表出を制限する「制度」の存在を不問としているというものである。これについては、制約としての制度としての理解を促す新制度論的観点を組み入れていく必要がある。第3及び第4の指摘は、アクターの行動原理である「利益」のみをアクター行動の分析枠組として設定することの限界に関する指摘であると理解できる。これに対しては、後述するように、アクター行動の分析枠組に、アクターの行動に制約を及ぼす「制度」、そして、アクターの認識枠組を形成する「アイディア」といった概念を援用していくことが重要となる。前者は制約としての制度という制度観を重視する新制度論における政策過程論の研究から、後者はアクターの認識枠組の形成に寄与し、結果として政策内容等に影響を与えるアイディアの影響力を重視する政策科学における研究から多くの示唆を得ることができよう。

さて、私学法制研究を含む従来の教育法制研究を想起した場合、多元主義的理解を前提とした研究が展開されてきたかという点必ずしもそうとは言い難い。むしろ、文部省や自民党といったアクターを同一の利益を持つアクターとして一括りに分析してきたきらいがある²⁵。しかし、戦後教育法制の形成過程においては自民党と文部省の間のみならず、文部省とその他の行政アクターとの間にも利益の相違があり、政府内部アクターの利益は決して一枚岩ではない。また政策過程に関与する政府外部アクターとして、例えば私学法制の場合では私学諸団体が挙げられるが、私学団体といっても私大協会、私大連盟、私中高連、私小学連など学校段階に対応する形で団体が存在しており、団体間の政策要求は常に近似しているとは限らない。まさに政策過程はアクター間の政策要求を収斂させていく妥協過程として理解する必要があるのであり、アクター間の政策要求の相違は政策過程に多大な影響を与えることが往々にしてあり得るのである。こうして政策過程の担い手を「政府＝文部省＝自民党」といった1つのアクターに還元する、あるいは、私学団体を一枚岩と見立てるような分析視角では、政府内部アクター間あるいは政府外部アクター間、さらには政府内外のアクター間の相互作用の中で展開される力学の存在を捨象した一面的な分析に陥ってしまいかねない。このことを踏まえるならば、政策過程に関与するアクターの複数性・多様性及び異なる利益を有するアクター間の相互作用の存在を自覚した上で、政府内外のアクターをめぐる力学（ダイナミズム）のメカニズムを考察していくことが動態的法制研究の進展に必要不可欠となろう。さらに、多元主義的観点を敷衍した場合、政策過程に多大な影響を与えるアクターとして、「政策起業家」とも言うべき個人が果たす役割や当該個人の信念ともいうべきアイディアの存在に着目しながら分析を進めていくことも政策過程の動態性を深く把握し得る点で肝要といえよう²⁶。

なお多元主義的観点から教育政策を分析したものとしては、橋本（2008）の他、古くは、市川編（1975）、石田（1976）、井上（1984）、熊谷（1975）、新堀・青井編（1983）、Reed（1986=1990）、矢野・田中・小林・江淵・矢野・市来・猪山（1962）などが挙げられよ

う。例えば、矢野・田中・小林・江淵・矢野・市来・猪山（1962）では、農村地区の権力構造と教育諸機関（地方教育行政機関、小中学校 PTA、社会教育機関としての公民館等）との関係を分析対象としながら、権力支配の包括性と地域権力構造の一元性という日本の農村の特質を析出しており、地域権力が社会教育分野に顕著に浸透していることを明らかにしている。また石田（1976）では、教育委員の選出過程、教育予算編成、学校建築、人事行政等を事例に、行政・政治エリート（村長や議員など）による地域の権力構造を析出している。これらの研究からは、1950年から1960年代にかけてアメリカで隆盛した地域権力構造論（CPS）の影響を看取することも可能である。また、新堀・青井編（1983）の所収論文の多くは多元主義的観点に立っているものと理解することが可能であり、例えば、1983年の福岡県議会議員や市議会議員選挙を事例に PTA 族議員ともいべき存在を析出した柳（1983）は社会学的な観点、自民党と文部省との政官関係を問うたヤング（1983）は政治社会学的な観点に基づいた分析が行われている。その他、行政学においては、教育支配の主体の問題をめぐって教育行政機関の位置づけと機能に関する考察を行った兵頭（1976）がある。

（2）新制度論的観点—「制度」という要素

第2は、新制度論的観点である。この観点は、制度の形成過程を実証的に明らかにする動態的法制研究において、政策や制度が形成される「過程」とその過程に関与するアクターを取り巻く「制度」を分析射程に含めることの重要性を示唆するものとなる。なお、「制度」の重要性については別稿にて詳述するものとし、ここでは主に政策の内容とともに政策の過程を重視することの重要性について論じるものとする。

既述の通り、法案内容が直ちに実態を規定するという前提の下で分析が進められていくことの多い静態的法制研究による条文分析では、いかなる経緯で当該法規定の内容が盛り込まれることとなったのかといった分析の重要性を等閑視してしまう可能性がある。そこで必要となるのが新制度論的観点である。大津留が「ある意思決定が民主政治において『正しい』ものであるかどうかの判断は、それがもたらした結果の是非のみで論じられるものではない。意思決定がおこなわれた過程、そして意思決定をおこなう主体を取りまく環境や、主体自身の内面において、民主主義がどのように理解されているかも、『正しさ』を判断する際の重要な要素となる」と指摘しているように（大津留 2007：317-8）、現行制度がいかなる過程を経て形成されるに至ったのかという政策の過程は、政策の内容と同程度に重要となり得るのである²⁷。

上記の観点を従来の私学法制研究に引きつけて論じれば次のような課題が明らかとなる。従来の私学法制研究では、戦後教育改革の理念の実現が志向され、私学に対する法的整備や私学助成の配分方法の決定、さらには具体的な助成額の決定は、無償性・公費教育主義等の諸原理を尊重すべきことが前提とされてきた。このこと自体の必要性は否定すべくも

なく、規範論を展開する上での一つの根拠となり得ることは多言を要しまい。しかしながら、新制度論的観点を敷衍すれば、私学制度のありようは上記のような主張を論拠として一義的に演繹されるものではなく、特定の政策・制度環境²⁸という制約の下においてアクター間の対立・妥協を踏まえた政策過程を通じて形成されていかざるを得ないという理解が導かれることになる²⁹。すなわち、「多数の、かつ立場の異なるアクターが参加する中では、問題解決としての最適な案の選択というよりも、相互の利害調整としての政策決定が図られる」ことが少なくないのである（秋吉・伊藤・北山 2010：8）。まさに、「政策は、隔離された空間の中での熟考の結果として決定されるものではなく、様々な社会的、組織的諸力が交錯する中で形成されてくる」ものなのである（城山・細野編 2002：4）むろん、先行研究においても、法案の推移をトレースする方法を採用している研究も存在していたが、多くは法案の文面を列挙し、当該条文から政策内容の評価を行うといった方法が採用されており、そもそも戦後私学法制がいかなる経緯を経て形成されたのかという研究課題が設定されることは稀であった。換言すれば、なぜ、そして、どのように法案は成立するに至ったのかなど、政策過程に関与するアクターが有する利益やアイデア、アクター間の相互作用の態様、制度形成の諸要因、政策過程で積み残された課題等を検証する試みが自覚的に行われてこなかったのである。教育行政研究においても「教育政策、教育行政に及ぼす政治的要因の程度を徹底的に研究し、科学的裏付けをもった結論を導き出す研究」（白石 1992：57）の必要性が指摘されて久しい今日、教育法制研究においても政治的要因にも配慮しながら（小川 1997、1998）、戦後教育法制の形成過程の特質を実証的に解明していく作業が要請されているといえよう。

なお、新制度論的観点ないし政策過程論的観点を加味した研究は教育分野においても近年蓄積されつつある。一例として、青木（2004）、市川編（1975）、伊藤（1999）、荻原（2002）、加治佐（1998）、熊谷一乗（1973、1974a、1974b、1975、1976a、1976b、1983、1984、1994）、熊谷忠泰（1977、1978）、熊谷忠泰編（1981）、クレーマ（2002）、黒羽（1993、2001、2002）、合田（2009）、齋藤（1984、1990）、白石編（1995）、城山・細野編（2002）、新堀・青井編（1983）、西（1960）、橋本（2002、2005、2008）、羽田（1999）、山崎（1986）、Pempel（1978=2004）、Schoppa（1991=2005）、Nitta（2008）などが挙げられよう。以下では、便宜上、1970年代、1980年代、1990年代以降と3つに時期区分を行い、その研究動向を概括しておきたい。

第1は、1970年代である。1970年代の代表的研究としては熊谷一乗による一連の論考に触れておく必要があるであろう。一例として、まず熊谷（1973）では、自民党政務調査会の文教制度調査会と文教部会に焦点を当てながら、その組織と実態、文教関係議員（文教族）の社会的属性等を分析することを通じて教育政策の形成・決定と関わる機構面の考察が行われており、続く熊谷（1974a）では、大学臨時措置法と教頭職法案の立法過程が分析されている。さらに、熊谷（1975）では、教育分野の政策過程分析の方法論的整理が

行われ次のような知見が得られている。すなわち、熊谷は、政策過程を、①認知的位相、②評価的位相、③調整的位相、④決定的位相の4つの位相に大別した上で、政策形成段階と政策決定段階における態様を析出している。具体的には、まず政策形成段階について、当該段階の分析指標として、政策立案の動機（a 特殊利益型、b 一般公益型）、政策の内容（a 教育環境整備、b 教育内容設定、c 教育組織・運営、d 教職員人事・待遇）、政策の性質（a 構造的性質、b 治療的性質、c 保障的性質）を挙げている。また、政策形成段階を担うアクターとして、政党、文部省、審議会（特に中教審）、関係官庁を挙げ、その態様として、単線型（a 与党推進型、b 野党推進型、c 文部省推進型、d 審議会推進型）と複線型（a 与野党協力型、b 野党連合型、c 関係官庁協力型、d 与党・文部省連携型）の2つを析出している。次に、政策決定段階については、①多機能的集団における政策決定（a 立法府レベル、b 自治体レベル）、②単機能的集団における政策決定（a 行政的レベル、b 団体レベル）に二分しながら、立法過程においては、①政策過程に関与する諸勢力、②政策内容、③政治状況、④機構（a 法制、b 手続き、c 慣例）といった4つの要因変数群の相互作用によって政策過程は進行することが指摘されている。そして、以上のような前提を踏まえて、政策決定のパターンは、①対決型（a 激突型、b 審議未了型、c 対立採決型）、②協調型、③圧力団体型に分類可能であり、その背景には、基底的背景（産業構造とその変動、それに対応する価値観、イデオロギー、権力構造）と教育に特有な背景（既成の教育法体系、教育世論、教育運動、海外の教育動向）が存在していることを指摘している。

第2は、1980年代である。1980年代になると、上記熊谷の研究の知見を踏まえた展開が見られたのかというと必ずしもそうではなく、教育分野における政策過程分析は隆盛するどころか下火となる。そのような中、注目すべき研究としては、新堀・青井編（1983）、斉藤（1984、1990）がある。新堀・青井編（1983）に所収されているヤング（1983）では、シニアパートナーである自民党とジュニアパートナーの政府・文部省という軸を中心としながら、日本の教育政策は両者の相互作用によって形成・決定されていることが指摘されている。また斉藤（1984）では、文部省内部の文教行政の形成過程の中でも予算編成過程に焦点を絞った分析や大学における人材養成政策の事例分析が行われており、続く斉藤（1990）では、文教行政全般の手法、調整、審議の過程が分析対象となっており、文教政策は自民党や各種審議会における折衝・調整等を経て、ボトムアップ方式での政策形成及び政策決定がインクリメンタルになされているなど、文教政策における政策過程の基本構図が描かれている。

第3は、1990年代以降である。1990年代以降になると、広義の意味での教育政策を対象に据えた研究が数多く発表されるに至っている。例えば、高等教育を対象とした研究としては、伊藤（1999）、黒羽（1993、2001、2002）、羽田（1999）などが挙げられよう。まず黒羽亮一の一連の著作はジャーナリズムの側から教育政策を分析したものではあるが、教育政策のダイナミズムを描く模範例のごとく意義深いものである。また伊藤（1999）は、

官立大学の大学昇格過程、高等教育卒業者の就職難問題、学校紛争・騒擾問題などを分析対象としており、いわば戦間期における政策実施過程研究として理解することが可能である。そこでは政友会などの政治アクターを分析の俎上に含めるなど、戦間期における高等教育拡大をめぐる政治過程が鮮やかに描かれている。さらに、羽田（1999）は、高等教育機関の地域配置政策や科学技術政策に焦点を当てながら戦後の大学改革を分析したものである。GHQ/SCAP、CIE、文部省、教育刷新委員会などを主要アクターとして措定した上でなされる緻密な分析は戦後教育改革研究の1つの到達点として位置付け得るものである。また、既述の通り、戦後日本の教育史像ないし戦後教育改革の把握の仕方をめぐる根本的な課題提起を行っている点は現時点でも傾聴に値する論争点の1つであろう。

その他、教育行政学や教育社会学においては、隣接諸科学の方法論や分析視角を教育分野に積極的に援用していく研究動向が顕著なものとなっている。まず、小川（2002）や橋本（2005）などは、政治学や行政学における諸動向を瞥見しながら教育政策過程研究に関するレビューを行った先駆的研究である。とりわけ早い段階で隣接諸科学の方法論に着目していたのは小川正人であった。例えば、小川の博士論文である小川（1991）では、中央地方関係論の観点から教育財政制度が分析され（小川 1991：308）、その後も法社会学的研究や教育経済学的研究、さらには、政策科学的研究の必要性を指摘するに至っており（小川 1991：308、小川 1996：342）、小川（1994）では、国庫負担金をめぐる中央地方関係論に新制度論の観点が援用されている。さらに小川（2002）では教育行政学における政策過程分析のレビューを行った上で、新制度論と政策ネットワーク論の有用性を主張するに至っている。次に、橋本（2005）では、政策科学における政策過程論のレビューを行った上で、イシュー・政策を認知・形成・決定するアクターと政策を取り巻く構造と内在する機能というファクターを措定した形での中範囲での理論的枠組の提示がなされている。いずれも近年の研究動向を網羅的に紹介するものとして貴重である。

その他、1990年代以降の代表的研究として、青木（2004）、小川（1994）、荻原（2002）、加治佐（1998）、白石編（1995）、城山・細野編（2002）、合田（2009）、広田・武石（2009）、村上（2011）、横井（2002、2003）などが挙げられよう。例えば荻原（2002）は、1990年代の教育政策変容を分析したものである。そこで採用された分析枠組は、教育政策を政策内容と政策形式（政策形成形式と政策実施形式）に二分するというものである。なお、荻原の分析枠組を援用したものとして、1990年代以降の教育政策の決定過程を取り巻く諸動向をマクロな政治構造の変容の中に位置づけながら分析を行った広田・武石（2009）、高校教育改革の政策過程を分析対象とした横井（2002、2003）などがある³⁰。

他方、青木（2004）、白石編（1995）、加治佐（1998）、村上（2011）などは政策過程全体ないし政策過程における「政治（ルート）」の存在に着目した研究として注目される。青木（2004）は、従来教育行政学が分析対象として設定してこなかった学校施設整備政策というルーティンの行政活動に着目しながら、教育行政の政府間関係を論じたものである。

そこでは政治学及び行政学における政府間関係論や新制度論を援用しながら教育政策形成・実施過程が詳細に分析され、中央政府（内閣官房、文部省、関係省庁）と地方政府（知事・議会、教育委員会、他府県）の垂直・水平関係の態様が明らかにされている。特に国の施策の実施機関と捉えられてきた市町村教育委員会が、実際は国や文部省等の補助制度によって制約されつつも、その範囲内で自律性をもって行動していることが指摘されている。新制度論的観点を踏まえた体系的分析は教育行政学においては先駆的なものであった。

このほか、教育委員会制度を対象とした研究が挙げられる。地方政府における教育政策の形成・実施過程の在り様を意識調査の結果を元に明らかにし地方政府の自律性の存在を指摘した白石編（1995）では、主に政策実施段階に焦点が当てられ、政府間関係や地方議会・議員の役割、教育利益団体の関与等の考察が行われており、多元主義モデルに関するレビューも行われている。また加治佐（1998）では、デイビット・イーストンのフィードバック・ループモデルを前提としながら、教育委員会制度の実態と効果に関する考察が行われている。当該研究は、堀和郎と共同で行ってきた教育委員会に対するアンケート調査が下敷きとされ、アメリカ教育政治学の影響を多大に受けたものであるとあってよい³¹。この他、村上（2011）は、政治学における理論的枠組や新制度論的観点を積極的に援用しながら教育委員会制度改革とその実態に関する実証的研究を行ったものである。村上は、特に 1980 年代の制度改革の帰結要因に地方自治体下位政府（自治省等）との相互調整の存在を指摘した上で、戦後日本の教育行政の縦割り性は特段強いわけではなく首長部局の所管領域と同程度に横割りの相互調整システムがビルトインされていることを実証することで、教育行政学において通説であり続けた「縦割り集権モデル」に疑義を呈し、「総合行政モデル」を提起するに至っている。当該研究は教育行政（教育委員会）を政治学的に分析した今日研究の到達点であるといつてよい。

(3) 政策科学的観点－「アイディア」という要素

第 3 は、政策科学的観点である。この観点は、制度の形成過程を実証的に明らかにする動態的法制研究において、アクターの有する「アイディア」が重要であることを示唆するものとなる。以下では、①政策科学の学問的特質、②アイディアの概念、③アイディアの影響力、④アイディア・利益・制度の相互関係について論じる。

①政策科学の志向性と 2 つの知識をめぐる研究

政策科学（policy science(s)、policy studies、policy research、policy analysis）とは、公共政策を研究する諸科学の総称であり、政策に関する総合科学のことを指している（山川 1998：521）。政策科学は、伝統的な形而上学や神学の志向を排除し、デューイのプラグマティズムやカルナップの論理実証主義の影響を多大に受けているとされるが（宮川 1994：21）、その学問的源流は、米国のニューディールや第二次世界大戦中における自然

諸科学及び社会諸科学の公共政策問題に対する動員と参加の経験を基礎として、第二次世界大戦後形成されたものと解され、現時点でも未完成の学問であると捉えられている（田口 2001 : 13）。

ここで政策科学をめぐる学問的系譜やその外延内包について概括しておけば、ハロルド・ラスウェルは、全ての社会科学を包括する学際的分野である政策科学を「社会における政策作成過程を解明し、政策問題に関する合理的判断の作成に必要な資料を提供する科学」として位置付け、その中核に「人間行動様式の理論と社会の理論」を据えた（Lerner and Lasswell 1951）。また、イエヘッケル・ドロアは、政策科学とは「体系的知識、構造化された合理性及び組織化された創造性を政策決定の改善のために貢献させることに関わる科学」とであると指摘していた（Dror 1971）。そして、宮川公男は上記の指摘に基づいて、政策科学を「政策問題の解明と合理的解決のために政策プロセス及び政策決定の方法とシステムを研究する科学」と定義づけ、ラスウェルが提唱した「民主主義の政策科学」の議論の要点を次の 5 点に概括している。すなわち、①政策決定の合理性を改善すべく政策過程それ自体を研究対象として認識する必要があること、②政策志向は多くの専門諸科学の境界を必然的に横断するものであること、③政策志向においては歴史的変化に対して思索的・試論的モデルを与える方法論である「発展的構図」を重視する必要があること、④政策科学は客観性と実証主義を尊重するとともに、価値の明確化や選択の問題に関わることを回避すべきではないこと、⑤政策科学は、人間の尊厳のより完全な実現に貢献するという意味で「民主主義の政策科学」を目指すべきであることである（宮川 1994 : 22、宮川 2002 : 28-9）。

政策科学の発展に多大な影響を与えたラスウェルは、政策決定の改善を目的とした知識生産活動を志向する政策科学の基本特性として、①視野の断片化（fragmentation）やコンテクスト盲目性に対するコンテクスト志向性（contextuality）の優位、②問題の盲目性（problem-blindedness）に対する問題志向性（problem orientation）の優位、③単一方法（single-method）に対する方法多様性志向性（method diversity）の優位を挙げ、政策科学においては、①政策がどのように決定・実施されているかという「公共的秩序と市民的秩序の決定過程に関する知識」と、②政策分析等によって政策決定に投入される知識、公共政策それ自体に関する知識、個別政策領域に関する専門知識の 2 つが重要であると指摘した（Lasswell 1971 : 1、秋吉 2007 : 16、秋吉・伊藤・北山 2010 : ii）。前者は、[of]の知識（knowledge of process）、後者は、[in]の知識（knowledge in process）と称されることが多い。[of]の知識に対する理解を深めることは、[in]の知識がどのように政策過程に寄与するかという知識活用（knowledge utilization）の視点を提供するため[in]の知識を活用する方策を検討する基礎的作業となるが、同時にサイエンス（科学）としての基礎条件である反証可能性を担保する意義も有していると理解できる（秋吉・伊藤・北山 2010 : ii）。こうして、[of]の知識に関する研究においては、いかなる利益やアイデアを有した

アクターがいかなる制度から制約を受けた形で政策過程に参加し、政策過程にいかなる影響力を与えているかが分析されることとなる。(秋吉・伊藤・北山 2010 : 20)。

② アイディアの概念

上記の政策科学の基礎的理解を前提とした上で、第3の政策科学的観点として特に強調しておきたい点は、アクターの認知的要因 (cognitive factor) を射程に含めた分析を行っていくことである。この認知的要因とは、知識やその知識を源泉とする制度設計及び改革理念と関わる「アイディア」のことを指している。これまで見てきた多元主義的観点で重視される「利益」や新制度論的観点ないし政策過程論的観点で得られる「制度」の概念のみでは制度の形成を論じることは困難であり、その限界を乗り越える役割として期待されるのが、政策科学における「アイディア」の概念である³²。

アイディアの概念は、1980年代半ば以降にアメリカ政治学において注目されたものである。代表的論者であるゴールドスタインは、アイディアを「研究及び調査によって得られた科学的知識を源泉とする、政策の進むべき方向及び手段に関する信念」と定義づけ、アクター間で共有されたアイディアは政策過程に多大な影響を与えることになると主張している (Goldstein 1993 : 11-2)。なおアイディアは、多元主義的アプローチで援用された利益を重視する「利益の政治」に対抗する鍵概念として登場し、ダーシックとカークが提示した「理念の政治」(politics of ideas) を拡張する形で示されたという出自を有する (Derthick and Quirk 1985、Quirk 1988)。しかし、今日においてアイディアは、必ずしも利益と背反するものと捉えられているわけではなく、むしろアクターの行動を制約する制度とともに相互補完関係を有するものとして理解されている (秋吉 2007 : 260)。アイディア・利益・制度の相互関係については後述する。

アイディアの定義をめぐっては上記のゴールドスタインによる定義の他に諸説存在しており、世界観、価値観、イデオロギー、正義の観念といったものから、より具体的な内容をもつ政策案や問題解決方法まで含まれることがある (久保 1997 : 7)³³。しかしながら、政治学においては、アイディアには、①「世界観」(world views)、②「道義的信念」(principled beliefs)、③「因果的信念」(causal beliefs) の3つの階層的次元があると解されることが多い (Campbell 2002 : 22-9、Goldstein and Keohane 1993 : 8-11、Weir 1992 : 207-9、徳久 2008)³⁴。以下それぞれの内容を概観しよう。

第1の「世界観」とは、アクターが物事の善悪等を判断する際の価値基準である倫理的信念のことである。文化や宗教などが想起されるように、全般的な価値基準である世界観によってアクターの行動原理は構成され、この世界観の存在によって以後のアクターの行動は制約されるものとなる。この世界観は、「公共哲学」(public philosophies) と称されることもあるが (Weir 1992 : 207)、分析上、アクターの「世界観」を析出し、変数的操作を行うことは困難を極める (徳久 2008 : 61)。

第2の「道義的信念」とは、問題把握をめぐるアクターの認識枠組に影響を与える信念のことである（Goldstein and Keohane 1993 : 9）。規範的機能を有する道義的信念は、アクターが社会問題をどのように把握するのかといった認識枠組である「認識パラダイム」（cognitive paradigm）の基礎を形成することに寄与するとともに、ひいては政策全体の方向性に対しても影響を与えることになる（Campbell 2002 : 22）。

第3の「因果的信念」とは、政策目標を達成するための技術的手段に関する指針のことである（Goldstein and Keohane 1993 : 10）。「技術的アイデア」（technical ideas）（Wier 1992 : 207）とも称される因果的信念は、科学的・専門的知識を根拠に手段と結果との因果関係を明確にするものと解されており、政策手段の選択に影響を及ぼすものとなる。

こうしてアクターの有するアイデアをめぐっては、倫理的信念ないし行動原理ともいふべき「世界観」を基盤に、問題の認識枠組である「道義的信念」が形成され、最終的に、技術的手段の指針である「因果的信念」が選択されるといった階層関係があるという（秋吉 2007 : 48）。

③アイデアの影響力

上記のようにアイデアの概念は概括可能であるが、アイデアは制度の形成にいかなる影響を与えるものと理解できようか³⁵。

アイデアは、①政策目標の明確化に寄与する「道路地図」（road maps）としてのアイデア、②アクター連合の形成に寄与する「焦点」（focal point）としてのアイデア、③制度への埋め込み（embeddedness）に対して影響を与える「制度化」（institutionalization）としてのアイデアといった形で、政策過程に影響を与えるものとされている。

第1は、政策目標の明確化に寄与する「道路地図」（road maps）としてのアイデアである。アイデアは、アクターが政策目標や目的・手段関係を明確化するのに寄与する（Hall 1993 : 279、Walsh 2000 : 485）。アクターがどのように問題を認識しているのかによって、志向する政策目標は異なることは明らかであるため、アクターが問題をどのように認識し、その上でいかなるアイデアを有しているのかを明らかにすることが分析上重要となる。このことは、アイデアが政策過程における道路地図の役割を果たすことを意味している。こうして規範的機能を有する道義的信念は問題に対するアクターの認識枠組の形成に寄与し、その後、科学的・専門的知識によってもたらされる因果的信念によっていかなる政策手段を選択すれば政策目標が達成できるかという政策判断を行うことになるのである（秋吉・伊藤・北山 2010 : 188）。

第2は、アクター連合の形成に寄与する「焦点」（focal point）としてのアイデアである。アイデアは、特定の政策領域における専門知識を有する専門家によるネットワークである「認識共同体」（epistemic community）の形成に寄与するものとされる（Hass 1992 :

3) ³⁶。この認識共同体は新たなアイデアを波及させることで政策決定者等のアクターに影響を与えようとするとともに、認識共同体の構成員が政策決定に影響力のある政治的立場に就任することで政策決定に多大な影響を与えることもある。こうしてアイデアは特定の問題に対する適合的な政策選択のための選択肢を焦点化させるとともに、問題解決に当たるアクター連合の行動を規定する役割を果たす (Goldstein and keohane1993 : 17)。この「焦点」としてのアイデアは、「相手が自分の行動に関してもっている期待と、自分が相手の行動に関してもっている期待とが収斂していく手がかりになるようなもの」(河野2002 : 59) であり、政策決定時に複数の選択肢が存在している場合、特定のアイデアが特定の選択肢をアクターに選択させることに寄与することが指摘されている (秋吉・伊藤・北山 2010 : 189)。

第 3 は、制度への埋め込み (embeddedness) に対して影響を与える、「制度化」 (institutionalization) としてのアイデアである。アイデアは、制度の根幹を形成するのに寄与し、その後の政策決定に多大な影響を及ぼすものとされる (Berman1998 : 26、Campbell2002 : 31、Goldstein and keohane1993 : 20、Skogstad1998 : 464)。アイデアは、制度形成時に制度に埋め込まれることになり、ひとたびアイデアが制度に埋め込まれると、そのアイデアを支持するアクター間で当該制度を維持していくことが志向され、制度維持のための組織的サポートが生じるものとされる (秋吉・伊藤・北山 2010 : 191)。またこの種の組織的サポートが得られれば得られるほど、そしてアイデアが埋め込まれた制度への理解が深まれば深まるほど、「保護ベルト」 (protective belt) と呼称される防波堤が制度に蓄積されることになり、危機に直面した際の耐性が強くなるものとされる (Goldstein1993 : 17、Yee1996 : 88-9、Skogstad1998 : 464)。さらには、「政策遺産」 (policy legacy) の概念で知られるように、制度化ないし制度への埋め込みがなされたアイデアは、その後の政策選択にも多大な影響を及ぼすことになる。

こうして、アイデアは、①危機の状態において不確実性を減少させる、②集合行為やアクター連合の形成を実現する、③既存制度をめぐる政治的対立における武器となる、④制度の青写真として機能する、⑤制度の中に組み込まれることによって制度の安定化に資するといった役割を果たすことになる (Blyth2002 : 34-5)。

④アイデア・利益・制度の相互関係

では、アイデア・利益・制度の相互関係はいかなるものとして理解できようか³⁷。アクターの行動を規定し、政策形成に影響を与える構成要素として、利益 (interest)、制度 (institution)、アイデア (idea) の 3 つの i が挙げられることが多いが (Hall1997、秋月 1992、久米 2000)、「どのような政策アイデアが生き残るかは、それが選択されていく過程に存在する制度の影響を受け」るのであり、「利益は制度を通して政策選好と言うアイデアに具体化されていく」ことになる (久米 2000 : 258、260)。以下では、利益・制度・

アイディアの相互関係について論じていく。

第1は、利益と制度の関係である。アクターの有する利益は、①参加の制約、②行動選択の制約という2つの意味において制度の影響を受けることになる（秋吉 2007 : 51-2、54、秋吉・伊藤・北山 2010 : 171-181）。これにより、政策過程への関与が可能かどうかは、当該アクターの当該利益を実現できるかどうかを規定し（参加の制約）、かつ、アクターは既存制度による制約下において自己の利益の再定義を行うとともに、それに応じた行動選択を行うことになる（行動選択の制約）。

第2は、利益とアイディアとの関係である。端的に述べれば、利益とアイディアとは相互関係にあるとよい。すなわち、当該アクターの利益がアイディアを規定することもあれば（Krasner1993 : 238）、特定のアイディアが当該アクターの利益を定義づけることもあり得るのである（Blyth2002 : 27-30、McNamara1998 : 8、Sikkink1991 : 24、Walsh2000 : 488）。

第3は、制度とアイディアとの関係である。ここでは「制度化」(institutionalization) や「制度フィルター」(institutional filter) といった関係があるとされる。第1に、アイディアは、制度に埋め込まれる形で制度の根幹を形成するのに寄与し、政策決定に多大な影響を及ぼす。これは「制度化」と呼称される。そして、その後の制度形成時における政策選択の際にも影響力を発揮し、政策遺産としての機能を発揮するものとなる。第2に、特定のアイディアが政策決定の場で影響力を有するかどうか、あるいは、当該アイディアの制度への埋め込みを志向するアクターが政策決定の場で存在感を示すことができるかどうかは、政策決定の場がどのような制度として構成されているか、または政策決定の場がいかなる政策・制度環境下に置かれているのかに依存する。すなわち、アイディアはアクターを取り巻く制度によって規定されることになる。「アイディアはそれ自体で影響力を有するものではなく、特定のアクターを通じて政治に影響を及ぼすのである」（Berman1998 : 25）との指摘は、このような観点から理解される必要がある。こうした関係は「制度フィルター」と呼称される。このように制度とアイディアには、「制度化」と「制度フィルター」という2つの関係があるとされる。

以上、アイディアの影響力、そして、アイディア・利益・制度の相互関係について論じてきた。動態的法制研究においては、アイディアがどのように制度形成をめぐる政策過程に影響を与えるのかを分析することとともに、アイディアが政策内容（制度の内容）にいかなる影響を与えることになるのかも分析する必要があるだろう。

おわりに— 静態的法制研究から動態的法制研究へ

私学問題は、「専門研究者によって『問題化』された、かれらの存在抜きに考えることのできない研究課題」であり、「高等教育研究の現状を反映すると同時に、その後さらに展開

され、より多くの専門研究者を引きつけ、育てあげることになる研究対象群」(天野 1998 : 16-7) の 1 つとされてきた。また高等教育研究においては、「高等教育政策の形成の過程を、客観的に分析する研究は、きわめて重要な研究課題」であったにもかかわらず研究的蓄積は乏しいとの指摘が存在していた(金子 1993 : 193)。それにもかかわらず、先行研究においては断片的かつ個別的な検討はなされてきたと言い得るものの、総合的かつ包括的な視野のもとで実証的な研究が展開されてきたとは言い難い。ではなぜ上記のような研究状況が大勢を占めてきたと言い得るのか。これについては、政策過程に影響を与えるアクター間の対立・妥協を射程に含めた「政策の過程について客観的に究明する実証的アプローチ」(市川 1994 : 20) が、教育法制研究において自覚的に行われてこなかったことと無関係ではない。高等教育の政策過程分析の第一人者である橋本鉦市による次のような指摘はより広く共有されるべきものであると思われる(橋本 2008 : 15)。

「ある 이슈がどのような過程を経て様々なオプションの中から一つの政策として決定されていったのかという分析視点に立たなければ、その政策が持っていた本来の目的とその変容は見えてこない。政策を所与のものとしてではなく、長期にわたるある 이슈の形成と決定のアウトカムであるとの理解の上に、そうした 이슈や政策を取り巻く政治構造を抽出することは、その政策自体の分析にとどまらず、それがくぐり抜けてきた政策過程の社会情勢や政治状況をも逆照射することが可能になるのである。つまり、ある 이슈が政策として産出されてくる形成・決定過程の分析は、ミクロにもマクロにもつながる豊穡な分析ポイントを提供してくれるのである。」

こうして、教育政策研究の課題と方法をめぐって、「個人の教育要求が探究・集約され、政党、政府、団体、機関・施設などの教育政策に反映し実施されるしくみや過程の究明」(三輪 1994 : 33) や「誰がどのように政策の形成と実施にかかわるのかといった政策過程の研究」(市川 2000 : 32) の必要性が喚起されている現状を鑑みれば³⁸、特定の政策案を事例としながら政策形成に影響を与える諸要因を微視的かつ動的に考察し、政策過程の全体的な見取り図を与えていくことも、政策内容の質的評価に関する従来の研究と共に、今後蓄積されるべき動的法制研究のあり方の一つであると言えよう。

上記のような前提に立った場合、動的法制研究のためには、多元主義的観点、新制度論的観点、政策科学的観点が少なくとも重要となるろう。第 1 に、多元主義的観点に関しては、政策過程に関与するアクターの有する利益の相互作用の結果として政策が生み出されると捉える多元主義の方法論的特徴を生かし、アクターの有する利益とそれを実現するための権力や影響力に着目する必要がある。第 2 に、新制度論的観点に関しては、政策の内容とともに、特定の政策・制度環境下でのアクター間の対立・妥協を経て当該制度が形成されていくという帰結に至る過程を分析することの必要性が確認された。ここでは政策過

程に関与するアクターを取り巻く制約としての制度の存在を考慮した分析を行っていくことが不可欠となろう。これについては新制度論による知見を積極的に摂取していく必要がある。第3に、政策科学的観点については、公共的秩序と市民的秩序の決定過程に関する知識である[of]の知識に関する考察を深めていくことの重要性が改めて確認された。特に、知識やその知識を源泉とする制度設計及び改革理念と関わる「アイディア」の影響力に着目しながらアクターの認識的要因を射程に含めた分析を行っていくことが必要となろう。今後の課題は、上記3つの観点を摂取した動態的法制研究を具体的な制度の形成に即して展開させていくことである。これについては、他日に期したい。

【註】

¹ この他、両角（2010）では、日本の私立大学の組織・経営に関する先行研究を、私大経営の制度に関する研究と、私大の経営行動に関する研究に二分し、さらに前者では組織やガバナンスに関する研究、会計基準に関する研究を、後者では財務的な側面についての研究と大学の規模行動に関する研究と類型化して概観している（両角 2010：21-28）。

² こうした研究状況に対して、上田は「私学のもつ公共性はどのような経営によって達成されるのか、社会から寄せられる期待にどのように応え、責任を果たすべきなのか、また学校法人の内部的構成やその機能、経営方針の決定プロセス等については、これまであまり本格的に議論されてきたとはいえない」と指摘した上で、現代日本の私学が抱える深刻な経営事情を前提としながら、日本と英国における私学の経営的側面の分析を行うに至っている（上田 2009）。

³ 同様の指摘として、村上祐介は、「最近に至るまで教育行政研究が……政治学・行政学での理論や実証の成果を取り入れてきたとは言い難い。その理由としては、一つには教育行政学はこれまで教育法学の影響が大きく、方法論的には法解釈学による規範的な分析が主流であったことが考えられる」と指摘している（村上 2011：23）。なお、戦後私学法制研究といった場合、その多くが「大学」を対象としたものが多く、高等学校以下の私学を対象とした研究は、法制研究のみならずその他の類の研究としても僅少であることも付言しておきたい。例外的なものとして、私学の教員構成、教育条件、教員給与と待遇、私学財政に関する現状分析を行った臼井（2002）、高等学校レベルの私学助成の規定要因や授業料設定に与える私学助成の影響を分析した小入羽（2005、2008）などがある。

⁴ 下記で概観する以外に戦後教育研究のレビューとしては、大橋（1988、1991）、大島（2004）などがある。その他、高等教育研究においては、これまでも研究動向のレビュー活動が意欲的に行われてきていることは着目されてよい。一例として、寺崎（1980、1986a、1986b）、有本・金子・伊藤（1989）、伊藤（1992）、谷本（2002）、羽田・大塚・安原（2007）などがある。

⁵ 同シリーズの各号のテーマは、「教育改革」（海後編 1975）、「教育理念」（山住・堀尾 1976）、「教育行政」（鈴木 1970）、「教育財政」（市川・林 1972）、「学校制度」（山内編 1972）、「教育課程」（肥田野・稲垣編 1971、岡津編 1969）、「教員養成」（海後編 1971）、「大学教育」（海後・寺崎 1969）、「社会教育」（碓井編 1971）である。なお、海外における日本占領教育政策研究について紹介するものとして、鈴木（1963）がある。

⁶ 同書では、占領教育改革史研究の意義を次のように述べている（高橋・杉原 1993：11-2）。

「これまでの占領初期の教育改革をめぐる論争は、ともすれば左右のイデオロギー的立場が先行し、これを前面肯定するために、占領下の教育改革は全く日本側が自主的におこなったものであると主張したり、逆にこれを全面否定するために、全ては占領軍によって一方的に押し付けられたものであると強調するというような、不毛な感情的論争の次元にとどまっていたきらいがある。両者に欠落しているのは、占領下の教育改革において、戦前の日本からの『連続的』な発展として総括できるものと、戦前との断

絶或いは転換を意味する『非連続』的な展開として総括できるものとを明確に区別する視点である。占領下の教育改革には、このような連続的側面と非連続的側面とがあり、例えば、戦後の六・三・三制は前者のいい例であり、教育勅語の廃止は後者のいい例といえる。これらを区別せずに一括して、占領下の教育改革は押しつけであったとか、自主的であったとか論議しても無意味である。大切なことは、占領下の諸々の教育改革が戦前の日本（或いはアメリカ）の教育や思想の流れとどのように関連しているのかを構造的に捉える事である。教育の今日的課題を明らかにするためには、このような（占領）教育史の構造的把握が必要不可欠である。」

7 プロジェクトの成果とその後公刊されたものとしては、国立教育研究所第一研究部第一研究室教育史料調査室編（1983）、佐藤編（1984）、佐藤編（1985）、渡部編（1987）、佐藤編（1988a）、佐藤編（1988b）、National Institute for Educational Research（1989）、渡部編（1989）、渡部編（1990）、佐藤編（1991）、渡部編（1992）、渡部編（1994）、渡部編（2002）、貝塚・藤田編（2002）、貝塚編（2002）、山本・貝塚編（2002）、国立教育政策研究所・東京工業大学文教施設研究開発センター編（2003）、藤田編（2005）、丸山・左高・橋本編（2006）、荒井編（2009）などがある。

8 一例として、教基法については古野（1993）、杉原（1983）、鈴木（1970）、鈴木（1983）、徳久（2008）が、学教法については大橋・佐々木（1983）、古野（1978）、佐々木（1980a、1980b、1982、1984）、佐々木他（1983）、名古屋大学教育学部教育行政及び制度研究室・技術教育学研究室編（1983）が、教育職員免許法については海後編（1971）、山田（1993）が、教育公務員特例法については高橋（2006）、徳久（2008）、羽田（1980、1982、1985、1987）が、文部省設置法については荻原（1996）、鈴木（1970）が挙げられよう。

9 近年においては、「教育行政活動と教育経営・管理活動との境界にある学校および教育施設法制の総括的検証の課題が生成しつつある。それは、私立学校法人、独立行政法人等、教育に関連のある法人の資格要件について歴史的理論的に検討する課題である」と、法人制度を歴史的理論的に分析する総括的研究の必要性が喚起されている（三上 2007：15）。

10 当時の日教組の私学助成運動の展開や野党の私学政策については、差当たり、碓田（1973a、1973b）を参照のこと。

11 近年の研究において、私学助成法の制定過程の実証研究の必要性が課題の一つとして提起されている（小川 2003：214）。

12 上記のような研究状況に対して、多様なアクターの行動に着目しながら同法を分析した稲（1991＝1993）もある。国会審議の検討はなされていないが法案準備段階から国会上程直前に至るまでを分析対象としており、貴重な研究である。

13 戦後教育財政研究においても同様の傾向があったことが指摘されている（小川 1996：339-40）。小川は、教育権理論の教育財政研究に対して、一般財政とは異なる教育財政の原理・体系の固有性を力説し、現行の財政に関する法制度に教育条理解釈的アプローチをもって接近し、公教育費の優先的確保を

志向する論理構成は、内容的に不明確な点が多く、「政治的主張としてはともかく、教育財政の研究手法・視点としては観念的・抽象的レベルにとどまるものでしかないといわざるをえない」と述べ（小川 1996 : 342）、教育権理論の教育財政研究における「教育財政の孤立主義・自己完結性の非現実性・観念性」に対して、下記のような批判を行っていた（小川 1996 : 341）。

「戦後の憲法・教育基本法制は、国民の教育権を法認し、その保障にむけて教育機会の均等保障をはじめ……様々な制度的諸原理を規定している。しかし、そのような諸原理がどのような意味で『一般財政とは相対的に独立した固有性をもって教育財政・教育費』の制度を生みだしているのかその内容は不明である。学習権や教育機会の均等保障、さらに無償教育、教育の自由・学問の自由等の諸原則が教育財政の優先的確保を要請しているわけではないし、ましてや教育の地方自治や設置者負担主義等の諸原則も一般財政の基本原則であって一般財政とは異なる教育財政の固有の制度原則といえるものではない。

さらに、ここで言う一般財政の下で尊重され確保される必要のある『一定』の教育財政の独立性・特殊性という際の『一定』『相対的』とはどのようなレベル・範囲のことを指しているのかも曖昧である。ここで言う『一定』の意味が、一般財政や一般の予算編成の組織・システムから分離された形態を意味しているのであればここで言うまでもなくそうした構想は戦後の歴史的事実において“観念論”として排斥されてきた性格のものであるし、他方、その意味が……学校財務慣行の形成等のレベルであれば、それは一般財政システムにおける財政民主主義の徹底を図りながら学校・教育行政機関における工夫・努力で形成できるものであり、とりたてて教育財政の固有性とか独立性を強調していくようなものではない。」

14 立法学の提唱者の一人でもある小林直樹は、解釈法学偏重の傾向が強かった法学の状況に鑑みて、「作られた法の解釈・適用という解義学的方向にのみ関心を奪われ、解釈・適用すべき法規が如何にして作られまたは生まれ出るかを問わないならば、法学は立法者の無知や不用意や恣意から生ずる法の欠陥や矛盾を弥縫するに忙しい侍女的役割を脱却できないであろう」と述べていた（小林 1984 : 8）。また、平井宜雄は、「伝統的な法律学の中心的な仕事は、制度の解釈・運用であって、その制度の存在自体は大前提であり、与件にとどまっている。したがって与件たる制度をどのようにして設計すべきなのか、という発想は（解釈論の枠内で論じられることもありうるけれども）、原則としてそこからは生じない」と伝統的な法学の学問的傾向を指摘していた（平井 1995 : 9）。

15 これらの研究的背景については、市川（2010 : 161-86）を参照のこと。

16 ここでの「規制」とは、行政主体が行政客体に対して行為を制限したり一定の義務を課したり解除することであり、具体的には、下命、禁止、許可、認可、免除、特許などを指している。これに対して、「助成」とは、行政主体が行政客体に対して、精神的・物質的な奨励・援助を図ることであり、具体的には、指導・助言・援助、経費の補助を指している（木田 1983 : 13）。なお、市川は、市川（2010）

でこの4類型に補完(代用)主義(部分規制と消極助成)を加えている。助成と規制の関係から私学政策の在り方を論ずる方法はこれまでも行われてきた。例えば、尾形憲は、戦前の監督規制と私学助成の状況に鑑みて、戦前の私大政策を「金は出さないが口は出す」という意味において、「ノーサポート・バット・コントロール」と(尾形 1977: 120)、また私学法制定後は「ノー・サポート・アンド・ノー・コントロール」(尾形 1979: 25)、そして、私学助成法の制定後の状況は「金も出すが口も出す」という意味において「サポート・アンド・コントロール」と評している(尾形 1977: 126)。また、土持ゲリー法一は戦前の私学政策を「ノー・サポート・バット・コントロール」と把握し(土持 1996: 244、246)、黒羽亮一は私学法の特徴を「ノーコントロールの私立学校法」(黒羽 2001: 156)と、大崎仁も私学法制定から私学助成法制定までを「レッセ・フェールの政策」と評している(大崎 1999: 175)。これらの指摘からは、戦前期の政策は、助成は弱く規制は強い状況であり、私学法制定以降の政策は助成も規制も弱い状況であったという評価が一般的であることが看取できる。他方、この状況が私学助成法制定時まで同様であったかという点必ずしもそうではなく、私学法と私学助成法の制定の間に制定された私学財団法の制定において助成に伴う規制の在り方の変容の契機が存在していたことに留意しておくべきであろう。

¹⁷ 黒羽も「現在の私学政策に通じる政策展開が始まったのは昭和40年代になってから」と指摘している(黒羽 2001: 157)。

¹⁸ 一つの試みとして、荒井英治郎(2006a、2006b、2007、2008a、2008b、2009a、2009b、2010などを参照のこと)。

¹⁹ なお、二宮祐は、陣営対立モデルと漸増主義モデルとは相互に排他的な関係ではなく、対立が存在するがゆえに政策が現状維持指向になると指摘している(二宮 2009: 169)。

²⁰ 一例として、Vogel(2006)、Reed, McElwain, Kay(2009)、Rosenbluth(2010)、Ikuo and Gill(2010)、Krauss and Pekkanen(2010)などを参照のこと。

²¹ 政官関係の研究については、官僚優位論に対して政党優位論がその後展開されたことは周知の通りであるが、猪口・岩井(1987)は、自民党主導の政策過程は政治家が選挙区や支持団体等に利益誘導が可能な分野に限定されており、他分野では官僚優位の構造は変化していないと極端な政党優位論に対して疑義を呈していた。また佐藤・松崎(1986)や山口(1987)においては、政党優位の傾向はあるとしながらも、政権党と官僚との関係は相互依存的であり、政策過程に果たす相互の役割も混合的であることを指摘している。これらの見解に対しては個別具体的な政策分野における政官関係のありようを実証的に分析し研究成果を蓄積していくことが求められているといえよう。

²² 大嶽秀夫は、この種の影響力(権力を含む)を次のように定義している(大嶽 1979: 13-4)。

「主体Aと主体Bとの間において、相互の期待が一致していないとき、AによってBの行為が、Aの意思に添う方向、もしくはBがAの意思と判断する方向に変化する場合、AがBに影響を与えるといい、この変化の原因として、影響を与える可能性が存在していたとみなして、これを影響力と呼ぶ。」

²³ インクリメンタリズム (incrementalism) の訳語は、漸増主義、漸変主義、増分主義など多様であるが、一般的な理解としては、各種政策を基本的に過去の政策の延長線上に位置づくものと捉え、その修正は付加的なものに過ぎないと考えるものである。リンDBロムは、上記考え方を「逐次的制限的方法 (branch method)」と呼び、「合理的包括的方法 (rood method) と区別した上で、政策決定は、前者に大きく依存せざるを得ないことを指摘していた (Lindblom1959: 81)。対立が生じる理由と政策変化の質的な変化の小ささに着目し「漸増主義」の概念を用いて分析を行った教育研究としては、二宮 (2009) があるが、そこでは、漸増主義は、「明確な問題意識を持った合理的な意思決定者が、すべての政策案を包括的に検討したうえで最適の政策案を選択する」といった政策形成に関する通説的な理解を批判して、意思決定者は様々な制約を抱えるがゆえに、政策は既存の施策を少しずつ修正して作られるというもの」と定義づけている (二宮 2009: 158)。その他、漸増主義については、北村 (1999)、津田 (1973)、森田 (1981)、矢根 (1983)、Hayes (1992)、Lindblom and Woodhouse (1993=2004) を参照のこと。

²⁴ ラニーも政治学においては権力過程分析に比して政策内容の分析には力点が置かれてこなかったことを指摘している (Ranney1968: 3)。

²⁵ このことは教育行政学研究全般にも通ずる傾向があったと捉えられてよい。同様の指摘として、白石編 (1995: 3)、村上 (2009: 162) を参照のこと。例えば、村上は、「従来の教育行政学では、国 (実質的には文部省) を一枚岩とみて単一のアクターと捉える傾向が強く、中央政府内部、特に行政府内部の政治過程や力学にあまり関心を持たなかった」と指摘している (村上 2009: 162)。同種の指摘として、村上 (2011: 37) も参照のこと。

²⁶ このような政策起業家 (policy entrepreneur) の役割に着目するものとして、キングダンの「政策の窓」理論がある (Kingdon: 1995)。政策の窓理論については、大嶽 (1990: 97-110)、大藪 (2007: 197-200)、宮川 (1994: 194-204) などを参照のこと。また政策起業家の概念や「政策の窓」理論を活用した研究として、NPO 法を分析した経営学者の小島 (2003) のほか、教育研究では二宮 (2005) などがある。

²⁷ 市川昭午は「教育行政の制度についての静態的な理解だけでなく、教育行政の働きに関する動態的な把握が必要である。すなわち、教育法令や行政組織、教育機関や職員、それに教育費など教育行政を構成する諸側面だけでなく、教育政策の課題や施策の具体的な展開などをも考察対象に入れる必要がある」と指摘している (市川 2010: 39)。また、横山文野は、教育に関する個別政策領域の研究は進んでおらず、従来の研究は法律論や法制度論に傾斜し一定の規範的立場を前提とした研究が多いと概括した上で、政策の内容に対する価値判断からは一定の距離を置いた実証的研究の必要性を喚起していた (横山 1996: 1)。

²⁸ ここでの「政策・制度環境」とは、社会的・政治的・経済的・政策的な背景や文脈など、当該政策や制度を取り巻く環境全般のことを示している。政策・制度環境は、内部環境と外部環境の2つに大別

可能であり、前者は当該政策ないし制度と関連するアクターの特質やアクター間関係の変化などいわば内部要因を指しており、後者は当該政策ないし制度に影響を及ぼす社会経済的な外部要因を指している。

²⁹ 橋本鉦市は、政策過程分析の意義と関わって「国家権力が強大でありまたその実質的なアクターとして主務官庁の権限が大きいとしても、社会の他のアクターは政策の形成・決定に関与していないのか、またどのようなプロセスを経て形成・決定されるのか、政策自体がもつ特徴・性格などはそのプロセスに影響を与えないのか、さらに政策はその原初的な政策意図を具現化できているのかなど、ある政策がくぐり抜けてきた経緯は決して自明のことではない」と述べている（橋本 2008 : 13）。

³⁰ その他、城山・細野編（2002）においては、文部科学省における文教政策の政策形成過程の一端が描かれている。また、合田（2009）においては、文部科学省の政策形成過程が「アイデア」と「知識」という観点から分析されている。

³¹ この他、アメリカ教育政治学の影響を受けていると理解できる研究例として、加治佐（1987）、加治佐・堀（1994）、河野（2007）、佐々木（2006）、堀・加治佐（1985a、1985b、1989）などがある。

³² 秋吉も利益や制度で説明できない部分や、個別的な政策内容の変化を説明するためには、「認識枠組みやアイデア等の要因に関する分析枠組みが必要になってくる」と述べ、アイデアの重要性を指摘している（秋吉 2007 : 7）。また近藤康史は、アイデアを「人々に共有された主観的／間主観的な考え方や認識」と定義づけた上で、アイデアの政治は、「アイデア」を政治変化の要因とし、分析対象の間の収斂や差異がなぜ生じたかを分析することに寄与すると述べている。また、その意義について、「単に『アイデア』に着目したこと自体ではなく、『アイデア』という要因によってこれらの過程を明らかにする点」を挙げ、これにより変化や政治的ダイナミクス、「構成」性に力点を置いた分析が可能となると述べている（近藤 2007 : 36、42、49）。なおアイデアの概念を活用した研究としては、秋吉（2007）、内山（1998、2005）、大嶽（1994）、徳久（2008）、李（2005）などがある。

³³ 久保文明は、アイデアを、①世界観や価値観のレベルと、②アジェンダ設定や、より具体的な政策案や問題解決レベルと 2 つに大別し、アメリカにおける環境保護をめぐる政治過程を分析している（久保 1997 : 7-8）。

³⁴ Sabatier（1988）が提示する「信念システム」（belief system）も同種のもので理解できる。そこでは、①最も深層に位置し個人のフィロソフィーを形成する規範的存在論的原理である「規範的コア」（normative core）、②規範的コアを達成するための戦略的政策ポジションである「政策コア」（policy core）、③政策コアを達成するための「手段的決定」（instrumental decisions）や情報探索である「二次的要素」（secondary aspects）との説明がなされている。

³⁵ 以下の記述は、秋吉（2007 : 48-9）、徳久（2008 : 63-4）に多くを負っている。

³⁶ 認識共同体の構成員には様々な専門領域や背景があることが前提とされるが、共同体内部においては、①倫理・原則に関する信念、②因果関係に関する信念、③専門知識の妥当性に関する観念、④政策エンタープライズ（policy enterprise）の 4 つが共有されていると指摘されている（Haas1992 : 3）。また、サバティアらは信念システムによりアクター間で「唱道連携グループ」（advocacy coalition group）

が形成され、アイデアはアクター連合を形成する役割を有すると述べている(Sabatier1988,Sabatier and Jenkins-Smith1993)

³⁷ 以下の記述は、秋吉(2007:52-4)、徳久(2008:63-4)に多くを負っている。

³⁸ 同様に、政策過程分析を政策研究の中核の一つとして位置づける必要性を提起するものとして、金子(1993:193)、有本(2006:14)、塚原(2007:159)などがある。

【引用・参考文献】

- 青木栄一（2004）『教育行政の政府間関係』多賀出版
- 赤塚康雄（1981）『戦後教育改革と地域—京都府におけるその展開過程』風間書房
- 秋月謙吾（1992）「利益・制度・イデオロギー」『法学論叢』第131巻第2号
- 秋吉貴雄（2007）『公共政策の変容と政策科学—日米航空輸送産業における2つの規制改革』有斐閣
- 秋吉貴雄・伊藤修一郎・北山俊哉（2010）『公共政策学の基礎』有斐閣
- 阿部彰（1983）『戦後地方教育制度成立過程の研究』風間書房
- 天野郁夫（1998）「日本の高等教育研究」『高等教育研究』第1号
- 荒井英治郎（2006a）「『私立学校振興助成法』の制定と諸アクターの行動」結城忠監修『戦後教育法制の形成過程に関する実証的調査研究最終報告書』国立教育政策研究所
- 荒井英治郎（2006b）「私立学校振興助成法の制定をめぐる政治過程—自民党文教族の動きに着目して—」『日本教育行政学会年報』第32号
- 荒井英治郎（2007）「戦後私学の条件整備法制の形成—『私立学校振興会法』の制定をめぐる政策過程に着目して—」『＜教育と社会＞研究』第17号
- 荒井英治郎（2008a）「占領下の教育改革期における学校法人構想論議」『日本教育政策学会年報』第15号
- 荒井英治郎（2008b）「私学助成の制度化をめぐる政策過程—人件費補助の制度化と日本私学振興財団法の制定に着目して—」『国立教育政策研究所紀要』第137集
- 荒井英治郎（2009a）「『領域内政治』と『領域間政治』の合流—戦後私学共済制度の政策過程に着目して—」中央大学総合政策学部編『総合政策研究』中央大学出版部
- 荒井英治郎（2009b）「1950年代における私学政策と私学助成制度の展開—「私立大学研究設備補助法」の制定過程に着目して—」橋本鉦市編『高等教育政策の形成・決定のメカニズムの定性的・定量的分析』東北大学大学院教育学研究科
- 荒井英治郎（2010）「戦前私学法制の形成と特質—『助成』と『規制』に着目して—」『教職研究』第3号，信州大学全学教育機構教職教育部
- 荒井英治郎編（2008）『教育行政の戦後三十年—安嶋彌オールラウンド・ヒストリー』東京大学大学院教育学研究科
- 荒井英治郎編（2009）『安嶋彌旧蔵資料目録（戦後教育改革資料20）』国立教育政策研究所
- 有倉遼吉（1976）「私学助成と私学統制」『望星』第7巻5号
- 有本章（2006）「研究の研究」『広島大学大学教育研究センター大学論集』第36集
- 有本章・金子元久・伊藤彰浩（1989）「高等教育研究の動向」『教育社会学研究』第45集
- 石田純（1975）「地域の権力構造と教育」河野重男・新井郁男編『現代学校の構造（現代教育社会学講座4）』東京大学出版会

-
- 市川昭午（1973）「私学の独自性と公共性」『教職研修』1973年11月号
- 市川昭午（1976a）「私学助成の根拠」『教職研修』1976年8月号
- 市川昭午（1976b）「私学助成の当為性とは」『望星』1976年10月号
- 市川昭午（1977）「私学概念の整理」『IDE』1977年8月号
- 市川昭午（1978a）「私立学校の特質と課題」『教育学研究』第45巻第2号
- 市川昭午（1978b）「私立大学助成の基準と方法」『私立大学の社会的構造』国立教育研究所
- 市川昭午（1979a）「私学の私事性と公共性」天城勲編『動きはじめた大学改革』サイマル出版会
- 市川昭午（1979b）「転換期に立つ私学助成」『学校法人』1979年8月号
- 市川昭午（1988）『教育システムの日本的特質—外国人が見た日本の教育』教育開発研究所
- 市川昭午（1994）「教育政策研究の課題」『日本教育政策学会年報』第1号
- 市川昭午（2000）「高等教育政策研究の課題と方法」喜多村和之編『高等教育と政策評価』玉川大学出版部
- 市川昭午（2006）『教育の私事化と公教育の解体』教育開発研究所
- 市川昭午（2010）『教育政策研究五十年』教育開発研究所
- 市川昭午編（1975）『戦後日本の教育政策—国民にとって教育とは何であったか—』第一法規
- 市川昭午・林健久（1972）『教育財政（戦後日本の教育改革4）』東京大学出版会
- 伊藤彰浩（1992）「高等教育史研究の回顧と展望」『広島大学大学院教育研究センター大学論集』第22集
- 伊藤彰浩（1999）『戦間期日本の高等教育』玉川大学出版部
- 稲正樹（1991）「私立学校振興助成法の立法過程」『岩手大学教育学部附属教育実践研究指導センター研究紀要』第1号
- 稲正樹（1993）「私立学校振興助成法の立法過程」中村睦男編『議員立法の研究』信山社出版
- 井上義比古（1984）「教育秩序における支配と抵抗」大嶽秀夫編『日本政治の争点』三一書房
- 猪口孝・岩井奉信（1987）『「族議員」の研究』日本経済新聞社
- 上田学（2009）『日本と英国の私立学校』玉川大学出版部
- 臼井栄治（2002）『戦後私学の教育行財政—高校・高等教育における課題の展望』東信堂
- 碓井正久編（1971）『社会教育（戦後日本の教育改革10）』東京大学出版会
- 碓田登（1970）「私学振興財団法案のねらい」『議会と自治体』第129号
- 碓田登（1973a）「私学助成運動の論理と歴史」大沢勝・永井憲一編『私学の教育権と公費助成』勁草書房
- 碓田登（1973b）『国民のための私学づくり—公費助成運動の展開と課題』民衆社
- 碓田登（1975）「私学統制を強化する助成法」『前衛』第386号
- 内山融（1998）『現代日本の国家と市場』東京大学出版会
- 内山融（2005）「政策アイディアの伝播と制度」『公共政策研究』第5号

-
- 大崎仁（1968）「私立大学」清水義弘編『日本の高等教育』第一法規
- 大崎仁（1993）「戦後大学改革再訪」『学士会会報』第 798 号
- 大崎仁（1999）『大学改革 1945-1999』有斐閣
- 大崎仁編（1988）『戦後大学史—戦後の改革と新制大学の成立—』第一法規出版
- 大沢勝（1966）『現代私立大学論—私学危機の現状とその本質—』風媒社
- 大沢勝（1968）『日本の私立大学—私学教育の危機と大学経営の課題—』青木書店
- 大沢勝（1974）『日本の私立大学—私学教育の危機と大学経営の課題（改訂新版）』青木書店
- 大沢勝（1981）『日本の私立大学—私学教育の危機と大学経営の課題—（第 3 版）』青木書店
- 大沢勝他編（1982a）『現代社会と大学（講座日本の大学改革 1）』青木書店
- 大沢勝他編（1982b）『大学教育の改革（講座日本の大学改革 2）』青木書店
- 大沢勝他編（1982c）『大学教育の改革（講座日本の大学改革 3）』青木書店
- 大沢勝他編（1982d）『学術体制と大学（講座日本の大学改革 4）』青木書店
- 大沢勝他編（1982e）『大学の制度改革（講座日本の大学改革 5）』青木書店
- 大沢勝・永井憲一（1973）『私学の教育権と公費助成（教育法学叢書 3）』勁草書房
- 大沢勝・高木修二（1981）『日本の大学教育—現状と課題』早稲田大学出版部
- 大島宏（2004）「戦後学校制度改革研究の課題と展望」『日本教育史研究』第 23 号
- 大津留（北川）智恵子（2007）「熟議制民主主義における議会の役割」『関西大学法学論集』第 56 巻第 5・6 号
- 大嶽秀夫（1979）『現代日本の政治権力経済権力—政治における企業・業界・財界』三一書房
- 大嶽秀夫（1990）『政策過程』東京大学出版会
- 大嶽秀夫（1994）『自由主義的改革の時代—1980 年代前期の日本政治』中央公論社
- 大橋基博（1988）「戦後教育改革研究の課題—19870 年代の研究動向を中心に」『敦賀論叢』第 3 号
- 大橋基博（1991）「戦後教育改革研究の動向と課題」『日本教育史研究』第 10 号
- 大橋基博・佐々木享（1983）「学校教育法案の形成過程—学校教育法諸草案の特徴と変遷を中心に」『教育学研究』第 50 巻第 4 号
- 大藪俊志（2007）「政策過程分析モデル」縣公一郎・藤井浩司編『コレーク政策研究』成文堂
- 尾形憲（1977）『私立大学—“蟻地獄”のなかから』日経新書
- 尾形憲（1979）「私学助成の歩みと思想」国庫助成に関する全国私立大学教授会連合編『私学助成の思想と法』勁草書房
- 岡津守彦編（1969）『教育課程 各論（戦後日本の教育改革 7）』東京大学出版会
- 小川正人（1991）『戦後日本教育財政制度の研究』九州大学出版会
- 小川正人（1994）「負担金制度研究から中央地方関係論の検討へ—「新しい制度論」から考える—（連載：教育財政講座 2）」『季刊教育法』第 99 号
- 小川正人（1996）「教育財政研究に関する若干の考察—「教育権」理論の教育財政研究をめぐって—」

平原春好編『教育と教育基本法』勁草書房

小川正人（1997）『『分権化・規制緩和』論議と教育行政改革』『教育』第 611 号

小川正人（1998）「地方分権改革と教育委員会制度」『都市問題研究』第 51 巻第 10 号

小川正人（2002）「教育行政研究における教育政策過程研究レビューと課題設定（「戦後教育行財政度の構造・特質と教育政策過程に関する研究Ⅱ）」『東京大学大学院教育学研究科教育行政学研究室紀要』第 21 号

小川正人（2003）「教育委員会制度研究の総括と課題—戦後教育行財政制度の構造と教育政策の研究方法をめぐって」本多正人編『教育委員会制度再編の政治と行政』多賀出版

小川正人（2005）「監訳者あとがき」レオナード・ショッパ（小川正人監訳）『日本の教育政策過程』三省堂

荻原克男（1996）『戦後日本の教育行政構造—その形成過程』勁草書房

荻原克男（2002）「現代日本の教育政策変容—政策内容と政策形式との区分論の視点から」『北海道大学大学院教育学研究科紀要』第 85 号

小野元之（1985）『私立学校法講座』学校法人経理研究会

小野元之（1998）『私立学校法講座（平成 10 年改訂版）』学校法人経理研究会

小野元之（2009）『私立学校法講座（平成 21 年改訂版）』学校法人経理研究会

海後宗臣編（1975）『教育改革（戦後日本の教育改革 1）』東京大学出版会

海後宗臣編（1971）『教員養成（戦後日本の教育改革 8）』東京大学出版会

海後宗臣・寺崎昌男（1969）『大学教育（戦後日本の教育改革 9）』東京大学出版会

貝塚茂樹（2001）『戦後教育改革と道德教育問題』日本図書センター

貝塚茂樹編（2002）『大田周夫旧蔵資料目録（戦後教育改革資料 15）』国立教育政策研究所

貝塚茂樹・藤田祐介編（2002）『辻田力旧蔵資料目録（戦後教育改革資料 14）』国立教育政策研究所

加治佐哲也（1987）「市町村教育委員会に関する実証的研究—『地方分権』理念の現実」『日本教育行政学会年報』第 13 号

加治佐哲也（1998）『教育委員会の政策過程に関する実証的研究』多賀出版

加治佐哲也・堀和郎（1994）「都道府県教育委員会に関する実証的研究—教育委員・教育長の意識・行動にみるその運用実態と改革課題」『教育学研究』第 61 巻第 1 号

片上宗二（1993）『日本社会科成立史研究』風間書房

片山清一（1984）『私学行政と建学の精神』高陵社

加藤一雄（1978）『私学教育の半世紀—理に従い心豊かに—』オリエント書房

金子元久（1993）「高等教育制度・政策の研究」『広島大学大学教育研究センター大学論集』第 22 集

神田修（1975）「教育政策・行政における私学振興助成法の位置と問題点」『季刊国民教育』第 26 号

木田宏（1983）『教育行政法（新版）』良書普及会

北村純（1999）「インクリメンタリズムの再検討」『行動科学研究』第 51 号

-
- 久保文明（1997）『現代アメリカ政治と公共利益—環境保護をめぐる政治過程』東京大学出版会
- 久保義三（1984）『対日占領政策と戦後教育改革』三省堂
- 久保義三（1989）『占領と神話教育—占領による記・紀神話の排除過程』青木書店
- 熊谷一乗（1973）「教育政策の形成過程に関する研究—与党の事例を中心に—」『社会学評論』第24巻第3号
- 熊谷一乗（1974a）「教育政策の立法化過程に関する社会学的研究—『大学臨時措置法』と『教頭職法案』の事例—」『創価大学文学部論集』第3巻第1号
- 熊谷一乗（1974b）「公教育体系の境界過程と政策決定—構造機能分析の応用的展開—」『創価大学文学部論集』第4巻第1号
- 熊谷一乗（1975）「教育政策の立案と背景」市川昭午編『戦後日本の教育政策—国民にとって教育とは何であったか—』第一法規
- 熊谷一乗（1976a）「教育政策決定の力学」田村栄一郎・潮木守一編『現代社会の教育政策（現代教育社会学講座5）』東京大学出版会
- 熊谷一乗（1976b）「資源分配の概念と教育政策」『創価大学文学部論集』第5巻第2号
- 熊谷一乗（1983）「現代教育政策の力学と日教組」新堀通也・青井和夫編『日本教育の力学』東信堂
- 熊谷一乗（1984）『学制改革の社会学—学校をどうするか』有信堂
- 熊谷一乗（1994）『55年体制』と教育政策の展開』『日本教育政策学会年報』第1号
- 熊谷忠泰（1977）「政治過程と教育政策—教育政策論への序章—」『長崎大学教育学部教育科学研究報告』第24号
- 熊谷忠泰（1978）「教育政策過程の分析—形成過程と決定過程について—」『長崎大学教育学部教育科学研究報告』第25号
- 熊谷忠泰編（1981）『転換期の教育—その論理と課題』協同出版
- 久米郁男（2000）「雇用政策の展開と変容—アイデア、利益、制度」水口憲人・北原鉄也・久米郁男編『変化をどのように説明するか—政治篇』木鐸社
- クレーマー・ハンス・マーティン（2002）「占領期高等教育政策の力学—新制秋田大学の設置をめぐる闘争」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第42巻
- 黒崎勲（1980）『公教育費の研究』青木書店
- 黒羽亮一（1988）「新私立学校制度の成立過程」大崎仁編『戦後大学史—戦後の改革と新制大学の成立—』第一法規出版
- 黒羽亮一（1993）『戦後大学政策の展開』玉川大学出版部
- 黒羽亮一（2001）『新版 戦後大学政策の展開』玉川大学出版部
- 黒羽亮一（2002）『大学政策 改革への軌跡』玉川大学出版部
- 合田哲雄（2009）「文部科学省の政策形成過程に関する—考察—『アイデア』と『知識』に着目して」『日本教育行政学会年報』第35号

-
- 河野和清 (2007) 『市町村教育長のリーダーシップに関する研究』 多賀出版
- 河野勝 (2002) 『制度 (現代政治学叢書 12)』 東京大学出版会
- 国庫助成に関する全国私立大学教授会連合編 (1979) 『私学助成の思想と法』 勁草書房
- 小島廣光 (2003) 『政策形成と NPO 法—問題、政策、そして政治』 有斐閣
- 国立教育研究所第一研究部第一研究室教育史料調査室編 (1983) 『「文部時報」記事総目録 (戦後教育改革資料 1)』 国立教育研究所
- 国立教育政策研究所・東京工業大学文教施設研究開発センター編 (2003) 『菅野誠文庫目録 (戦後教育改革資料 17)』 国立教育政策研究所
- 小入羽秀敬 (2005) 「私立高等学校助成の規定要因分析」『東京大学大学院教育学研究科紀要』 第 45 号
- 小入羽秀敬 (2008) 「私立高校授業料設定における私学助成の影響—東京都を事例として」『東京大学大学院教育学研究科教育行政学論叢』 第 27 号
- 古野博明 (1978) 「学校教育法の過渡的性格に関する一考察」『北海道教育大学紀要 (第一部 C)』 第 28 卷第 2 号
- 古野博明 (1993) 「教育基本法成立の始原」『北海道教育大学紀要 (第 1 部 C 教育科学編)』 第 43 卷第 2 号
- 小林直樹 (1984) 『立法学研究—理論と動態』 三省堂
- 小堀貴子 (1994) 「アメリカ政治学における『新制度論』」『法学政治学論究』 第 21 号
- 近藤康史 (2007) 「比較政治学における『アイディアの政治—政治変化と構成主義』」『年報政治学 2006-II』
- 斎藤諦淳 (1984) 『文教行政にみる政策形成過程の研究』 ぎょうせい
- 斎藤諦淳 (1990) 『文教予算の編成』 ぎょうせい
- 斎藤力夫・石崎正義 (1971) 『学校法人の税務 (私学経営実務講座 5)』 学陽書房
- 榊原英資・野口悠紀雄 (1977) 「大蔵省、日銀王朝の分析」『中央公論』 1977 年 8 月号
- 相良惟一 (1983) 『私学と裁判』 教育開発研究所
- 相良惟一 (1985) 『私学運営論』 教育開発研究所
- 相良惟一 (1988) 『国家と教育』 教育開発研究所
- 笹川紀勝 (1974) 「私立学校の『民主化』について」『北星論集』 第 11 号
- 笹川紀勝 (1975) 「私学の自主性と公共性—憲法解釈学的試み—」『北星論集』 第 13 号
- 笹川紀勝 (1977) 「私立学校の法的性格と憲法論」『北星論集』 第 15 号
- 佐々木幸寿 (2006) 『市町村教育長の専門性に関する研究』 風間書房
- 佐々木享 (1980a) 「学校教育法の成立過程 1」『専修大学社会科学研究所月報』 第 207 号
- 佐々木享 (1980b) 「学校教育法の成立過程 2」『専修大学社会科学研究所月報』 第 208 号
- 佐々木享 (1982) 「中学校 (新制) の目的について—学校教育法の成立過程に関連して」『名古屋大学教育學部紀要 (教育学科)』 第 29 卷

-
- 佐々木享（1984）「学校教育法の成立」『講座日本教育史』第4巻
- 佐々木享他（1983）「学校教育法の成立過程の総合的研究 2」『名古屋大学教育学部紀要（教育学科）』第30巻
- 佐藤誠三郎・松崎哲久（1986）『自民党政権』中央公論社
- 佐藤秀夫編（1984）『連合国軍最高司令官総司令部民間情報教育局の人事と機構（戦後教育改革資料2）』国立教育研究所
- 佐藤秀夫編（1985）『「民間情報教育局広報」総目録（戦後教育改革資料3）』国立教育研究所
- 佐藤秀夫編（1988a）『厚沢留次郎文書目録（戦後教育改革資料5）』国立教育研究所
- 佐藤秀夫編（1988b）『海外学術研究：報告書 占領期日本教育に関する在米史料の調査研究（戦後教育改革資料6）』国立教育研究所
- 佐藤秀夫編（1991）『米国対日教育使節団に関する総合的研究（戦後教育改革資料10）』国立教育研究所
- 三羽光彦（1999）『六・三・三制の成立』法律文化社
- 私学行政法令研究会編（2005）『改正私立学校法 Q&A』第一法規
- 十文字孝夫（1970）「私立学校振興業務の前進—日本私学振興財団の設立」『時の法令』第724号
- 白石裕（1992）「比較研究の立場からの提言」『日本教育行政学会年報』第18号
- 白石裕編（1995）『地方政府における教育政策形成・実施過程の総合的研究』多賀出版
- 城山英明・細野助博編（2002）『続・中央省庁の政策形成過程—その持続と変容—』中央大学出版部
- 新堀通也・青井和夫編（1983）『日本教育の力学』東信堂
- 杉長敬治（1993）『私学助成の実務—そのしくみと現状』学校法人経理研究会
- 杉原誠四郎（1983）『教育基本法の成立—「人格の完成」をめぐる』日本評論社
- 鈴木英一（1963）「占領教育政策研究についての諸文献—A・ロス、M・オア、W・イールズなどの著作についての論評」『国民教育研究』第17号
- 鈴木英一（1970）『教育行政（戦後日本の教育改革3）』東京大学出版会
- 鈴木英一（1971）「教育基本法の歴史的意義」『季刊教育法』創刊号
- 鈴木英一（1972）「教育基本法25年の意義」『日本の科学者』第7巻第5号
- 鈴木英一（1983）『日本占領と教育改革』勁草書房
- 須藤章（1972）『学校法人固定資産管理の実務（私学経営実務講座3）』学陽書房
- 須藤章・石崎正義・斎藤力夫（1971）『学校法人の会計（私学経営実務講座4）』学陽書房
- 高石邦男（1976）「私立学校振興助成法」『ジュリスト』第603号
- 高橋史朗・ハリー・レイ（1987）『占領下の教育改革と検閲—まぼろしの歴史教科書』日本教育新聞社
- 高橋史朗・杉原誠四郎（1993）「概説」明星大学戦後教育史研究センター編『戦後教育改革通史』明星大学出版部
- 高橋寛人（1995）『戦後教育改革と指導主事制度』風間書房

-
- 高橋寛人（2006）「教育の論理に基づく教員身分保障制度構築の必要性—教育公務員特例法の制定経緯の検討から」『教育学研究』第73巻第1号
- 田口富久治（2001）「戦後日本における公共政策学の展開—一つのレビュー—」『政策科学』第8巻第2号
- 竹前栄治（1980）『占領戦後史—対日管理政策の全容』双柿舎
- 谷本宗生（2002）「大学史・高等教育史研究の課題と展望」『日本教育史研究』第21号
- 田原宏人（1993）『授業料の解像力—教育における〈近代〉の分析』東京大学出版会
- 俵正市（1968）『私学経営の労働問題』第一法規
- 俵正市（1972）『私学経営の法律知識』法友社
- 俵正市（1982）『解説 私立学校法』法友社
- 俵正市（1989）『私学経営を考える』法友社
- 俵正市（1996）『学校法人制度と紛争事例の研究』社団法人私学経営研究会
- 俵正市（2001）『学校法人諸規定の整備と運用—寄付行為・就業規則・その他の諸規定』私学経営研究会
- 俵正市（2002）『私学の経営合理化と経営破綻の法律』社団法人私学経営研究会
- 俵正市（2003）『実学 私立学校法』法友社
- 俵正市（2005）『私学経営の法律』法友社
- 俵正市（2006）『改正 私立学校法』法友社
- 俵正市（2007）『私学の経営合理化と経営破綻の法律 全訂版』社団法人私学経営研究会
- 俵正市（2010a）『知っておきたい私学の裁判例』法友社
- 俵正市（2010b）『解説 私立学校法（新訂版）』法友社
- 俵正市監修（1993）『私学経営の法律相談』社団法人私学経営研究会
- 俵正市監修（2002）『全訂版 私学経営の法律相談』社団法人私学経営研究会
- 俵正市監修（2003）『私学の規則と文例集』社団法人私学経営研究会
- 俵正市監修（2005）『私学の規則と文例集（改訂版）』社団法人私学経営研究会
- 俵正市監修（2008）『私学の規則と文例集（全訂版）』社団法人私学経営研究会
- 俵正市編（1978）『私学経営の問題と対策』社団法人私学経営研究会
- 俵正市・小川洋一（2004）『学校法人諸規定の整備と運用—寄付行為・就業規則・その他の諸規定（改訂版）』法友社
- 俵正市・小川洋一（2006）『学校法人諸規定の整備と運用—寄付行為・就業規則・その他の諸規定（第3版）』法友社
- 俵正市・小川洋一（2009）『学校法人諸規定の整備と運用—寄付行為・就業規則・その他の諸規定（新訂4版）』法友社
- 俵正市・小川洋一・井川一裕・高橋英（2009）『私学管理者の当面する法律問題』法友社

-
- 俵正市・高橋英（2006）『Q&A 私学における労務管理』法友社
- 俵正市・高橋英（2008）『Q&A 私学と国公立大学法人における労務管理（新訂版）』法友社
- 塚原修一（2007）「大学改革と政策過程」『高等教育研究』第10号
- 津田直則（1973）「インクリメンタリズムと改革」『大分大学経済論集』第24巻第5・6号
- 辻清明（1969）『新版日本官僚制の研究』東京大学出版会
- 土持ゲーリー法一（1991）『米国教育使節団の研究』玉川大学出版部
- 土持ゲーリー法一（1992）『六・三制教育の誕生—戦後教育の原点』悠思社
- 土持ゲーリー法一（1996）『新制大学の誕生—戦後私立大学政策の展開—』玉川大学出版部
- 土持ゲーリー法一（1997）「憲法第89条と私立大学の助成問題に関する一考察」『広島大学大学教育研究センター大学論集』第26集
- 寺崎昌男（1980）「日本における大学史研究の戦前・戦後」『松山商大論集』第31巻第4号
- 寺崎昌男（1986a）「日本における大学史研究の動向と課題—大学沿革史編纂を中心として」『東洋大学史紀要』第4号
- 寺崎昌男（1986b）「大学史・高等教育史研究の課題と展望」『日本教育史研究』第5号
- 徳久恭子（2008）『日本型教育システムの誕生』木鐸社
- 永井憲一（1970）「私学振興財団法」『法律時報』第42巻第10号
- 永井憲一（1973）「私学の教育権と国庫助成の法理」『立正大学経済学季報』第22巻第1・2号合併号
- 永井憲一（1975）「私学振興助成法の内容と問題点」『季刊教育法』第17号
- 長峰毅（1971）『学校法人の人事（私学経営実務講座1）』学陽書房
- 長峰毅（1974）『私学助成の意味を考える』日本私学教育研究所
- 長峰毅（1975）『私学教員の服務』日本私学教育研究所
- 長峰毅（1978a）「私学問題—私学助成と私学の自主性」河野重男・新井郁男編『現代教育の構造と課題』ぎょうせい
- 長峰毅（1978b）「私学の自主性と教育行政」高木太郎ほか編『教育行政と教育法学（講座教育行政3巻）』共同出版
- 長峰毅（1985）『学校法人と私立学校』日本評論社
- 名古屋大学教育学部教育行政及び制度研究室・技術教育学研究室編（1983）『学校教育法成立史関係資料』
- 西滋勝（1960）「教育政策決定の力学」『教育社会学研究』第15集
- 二宮祐（2005）「教育政策研究における政策過程アプローチの検討—『政策の窓』モデルの可能性—」『＜教育と社会＞研究』第15号
- 二宮祐（2009）「『受託研究』の政策過程—産学連携前史における漸増主義による慣行の制度化」『人文・自然研究』第3号
- 日本教職員組合私立学校部編（1979）『私学運動この十年—全私研の歩みとその教訓—』ひまわり出版

-
- 日本私学教育研究所編（1987）『教育制度等の研究（その12）—教育刷新委員会第四特別委員会議事速記録（下）（調査資料124）』日本私学教育研究所
- 日本私学団体総連合会編（1950）『私立学校法解説』自由教育図書協会出版部
- 野上修市（1973）「日本私学振興財団法の問題点」大沢勝・永井憲一編『私学の教育権と公費助成（教育法学叢書3）』勁草書房
- 橋本鉦市（2002）「福祉国家形成期における高等教育政策の過程分析—1970年代の医師養成拡充政策をめぐって—」『高等教育研究』第5号
- 橋本鉦市（2005）「高等教育の政策過程分析—その理論的前提と方法論的枠組み」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第53巻第2号
- 橋本鉦市（2008）『専門職養成の政策過程—戦後日本の医師数をめぐって』学術出版会
- 羽田貴史（1980）「教育公務員特例法の成立過程（そのⅠ）」『福島大学教育学部論集教育・心理部門』第32号の3
- 羽田貴史（1982）「教育公務員特例法の成立過程（そのⅡ）」『福島大学教育学部論集教育・心理部門』第34号
- 羽田貴史（1985）「教育公務員特例法の成立過程（そのⅢ）」『福島大学教育学部論集教育・心理部門』第37号
- 羽田貴史（1987）「戦後教育改革と教育・研究の自由—教育公務員特例法の成立過程における自由規定の検討」『教育学研究』第54巻第4号
- 羽田貴史（1994）「戦後大学改革の過程—戦後大学政策・制度・行政の展開」『愛知大学史紀要』第1号
- 羽田貴史（1999）『戦後大学改革』玉川大学出版部
- 羽田貴史・加藤博和・保坂雅子（1990）『中央教育審議会と大学改革』広島大学大学教育研究センター
- 羽田貴史・大塚豊・安原義仁（2007）「大学史・高等教育史研究の10年」『高等教育研究』第10号
- ハリー・レイ（1982）「占領期における教育改革」レイ・ムーア編『天皇がバイブルを読んだ日』講談社
- 稗方弘毅（1967）『私学振興の道』桜楓社
- 樋口修資（2011）『教育委員会制度変容過程の政治力学—戦後初期教育委員会制度史の研究』明星大学出版部
- 肥田野直・稲垣忠彦編（1971）『教育課程 総論（戦後日本の教育改革6）』東京大学出版会
- 兵頭泰三（1976）「教育と行政」辻清明編『行政と環境（行政学講座5）』東京大学出版会
- 平井宜雄（1995）『法政策学—法制度設計の理論と技法[第2版]』有斐閣
- 広田照幸・武石典史（2009）「教育改革を誰がどう進めてきたのか：1990年代以降の対立軸の変容」『教育学研究』第76巻第4号
- 福田繁・安嶋彌（1950）『私立学校法詳説』玉川大学出版部

-
- 福田繁・安嶋彌（1961）『改訂私立学校法詳説』誠文堂新光社
- 藤田祐介編（2005）『北海道大学・東京大学所蔵全教委関係資料目録（戦後教育改革資料 18）』国立教育政策研究所
- 堀和郎・加治佐哲也（1985a）「市町村教育委員会に関する調査研究—教育行政の『住民統制』の理念と現実」『日本教育行政学会年報』第 11 号
- 堀和郎・加治佐哲也（1985b）「市町村教育委員会における教育政治学的調査研究」『教育行政学研究』第 6 号
- 堀和郎・加治佐哲也（1989）「教育委員・教育長の特性の比較分析」『宮崎大学教育学部紀要教育科学』第 65 号
- 本多正人編（2003）『教育委員会制度再編の政治と行政』多賀出版
- 升味準之輔（1967）「自由民主党の組織と機能」『年報政治学 1967』
- 松坂浩史（2010）『逐条解説 私立学校法』学校経理研究会
- 丸山高央（1992）『大学改革と私立大学』柏書房
- 丸山剛史・左高美里・橋本昭彦編（2006）『鹿内瑞子旧蔵資料目録（戦後教育改革資料 19）』国立教育政策研究所
- 三上和夫（2007）「教育行政学の対象と方法」『日本教育行政学会年報』第 33 号
- 宮川公男（1994）『政策科学の基礎』東洋経済新報社
- 宮川公男（2002）『政策科学入門（第 2 版）』東洋経済新報社
- 三輪定宣（1994）「市民的教育政策の概念とその研究課題」『日本教育政策学会年報』第 1 号
- 村上祐介（2009）「教育委員会活性化論と廃止論の共通点—先行研究の検討とその問題点」『愛媛法学会雑誌』第 35 巻第 1・2・3・4 合併号
- 村上祐介（2010）「1980 年代の教育委員会制度改革をめぐる省庁間関係—制度改革はなぜ『失敗』したのか」『人間研究』第 46 号
- 村上祐介（2011）『教育行政の政治学—教育委員会制度の改革と実態に関する実証的研究』木鐸社
- 村松岐夫（1981）『戦後日本の官僚制』東洋経済新報社
- 明星大学戦後教育史研究センター編（1993）『戦後教育改革通史』明星大学出版部
- 森田朗（1981）「インクリメンタリズムの論理構造—Charles E.Lindblom の政策決定理論に関する一考察」『千葉大学法経研究』第 10 号
- 森脇俊雅（2010）『政策過程』ミネルヴァ書房
- 両角亜希子（2010）『私立大学の経営と拡大・再編—1980 年代後半以降の動態』東信堂
- 文部省管理局企画調整課私学振興課編（1977）『私学必携（新訂改訂版）』第一法規出版
- 文部省管理局企画調整課私学振興課編（1979）『私学必携（新訂版）』第一法規出版
- 文部省管理局企画調整課私学振興課編（1981）『私学必携（改訂版）』第一法規出版
- 文部省管理局企画調整課私学振興課編（1982）『私学必携（第 2 次改訂版）』第一法規出版

文部省管理局振興課編（1968）『私学必携』第一法規出版
文部省管理局振興課編（1969）『私学必携』第一法規出版
文部省管理局振興課編（1971）『私学必携（改訂版）』第一法規出版
文部省管理局振興課編（1976）『私学必携（新訂版）』第一法規出版
文部省高等教育局私学部編（1981）『私学必携（第1次改訂版）』第一法規出版
文部省高等教育局私学部編（1984）『私学必携（第3次改訂）』第一法規出版
文部省高等教育局私学部編（1986）『私学必携（第4次改訂）』第一法規出版
文部省高等教育局私学部編（1988）『私学必携（第5次改訂）』第一法規出版
文部省高等教育局私学部編（1990）『私学必携（第6次改訂）』第一法規出版
文部省高等教育局私学部編（1992）『私学必携（第7次改訂）』第一法規出版
文部省高等教育局私学部編（1995）『私学必携（第8次改訂）』第一法規出版
文部省私学法令研究会監修（1998）『私学必携（第9次改訂）』第一法規出版
文部省私学法令研究会監修（2000）『私学必携（第10次改訂）』第一法規出版
文部省私学法令研究会監修（2002）『私学必携（第11次改訂）』第一法規出版
文部省私学法令研究会監修（2004）『私学必携（第12次改訂）』第一法規出版
文部省私学法令研究会監修（2005）『私学必携（第13次改訂）』第一法規出版
文部省私学法令研究会監修（2007）『私学必携（第14次改訂）』第一法規出版
文部省私学法令研究会監修（2009）『私学必携（第14次改訂第2版）』第一法規出版
文部省私学法令研究会編（1970）『私立学校法逐条解説』第一法規
文部省私学法令研究会編（1998）『私立学校法逐条解説』第一法規
安嶋彌（1986）『戦後教育立法覚書』第一法規出版
安嶋彌（1987）「私立学校法」木田宏監修『証言・戦後の文教政策』第一法規出版
安嶋彌（1995）「藪の中一憲法 89 条と占領行政」『学校経営』第 40 卷第 3 号
安嶋彌（2004）「私学法制定覚書補遺—私学団体・文部省・CIE の思惑」『教育学術新聞』2004 年 4 月 21 日，2 面（<http://www.shidaikyo.or.jp/riihe/research/arcadia/0157.html>）
矢野峻・田中一生・小林文人・江淵一公・矢野弘・市来努・猪山勝利（1962）「農村の権力構造と教育諸機関の関係—北部九州 A 村の場合」『九州大学教育学部紀要（教育学部門）』第 8 集
柳治郎（1983）「福岡県における教育の対立」新堀通也・青井和夫編『日本教育の力学』東信堂
矢根真二（1983）「公的意志決定過程の一研究—増分主義仮説の検討」『六甲台論集』第 30 卷第 3 号
山内太郎編（1972）『学校制度（戦後日本の教育改革 5）』東京大学出版会
山川雄巳（1998）「政策科学」大学教育社編『新訂版現代政治学事典』ブレーン出版
山口二郎（1987）『大蔵官僚支配の終焉』岩波書店
山崎政人（1986）『自民党と教育政策』岩波新書
山住正己・堀尾輝久（1976）『教育理念（戦後日本の教育改革 2）』東京大学出版会

-
- 山田昇（1993）『戦後日本教員養成史研究』風間書房
- 山村俊夫（1988）「私立学校法成立過程の研究—私立学校令を中心として—」『日本私学教育研究所研究紀要』第 24 号
- 山村俊夫（1989）「私立学校法成立過程の研究（2）—学校法人法の過程を中心として—」『日本私学教育研究所研究紀要』第 25 号
- 山村俊夫（1990）「私立学校法成立過程の研究（3）—学校法人法の審議過程①—」『日本私学教育研究所研究紀要』第 26 号
- 山村俊夫（1991）「私立学校法成立過程の研究（4）—学校法人法の審議過程②—」『日本私学教育研究所研究紀要』第 27 号
- 山本礼子（1994）『占領下における教職追放—GHQ・SCAP 文書による研究』明星大学出版部
- 山本礼子（2003）『米国対日占領政策と武道教育—大日本武徳会の興亡』日本図書センター
- 山本礼子（2007）『米国対日占領下における「教職追放」と教職適格審査』日本図書センター
- 山本礼子・貝塚茂樹編（2002）『連合軍最高司令官総司令部民間情報教育局（CIE）関係者文書資料目録（戦後教育改革資料 16）』国立教育政策研究所
- ヤング・パーク（1983）「教育行政における自民党と文部省」新堀通也・青井和夫編『日本教育の力学』東信堂
- 横井敏郎（2002）「地方における高校統廃合の政策過程—北海道留萌第 1 学区の事例から—」『北海道大学大学院教育学研究科紀要』第 85 卷
- 横井敏郎（2003）「地方における高校統廃合の政策過程（2）—北海道上川第 3 学区の事例—」『北海道大学大学院教育学研究科紀要』第 89 卷
- 横山文野（1996）『家庭科教育政策の変遷』東京大学都市行政研究会
- 米澤彰純（2010）『高等教育の大衆化と私立大学経営—「助成と規制」は何をもたらしたのか』東北大学出版会
- 読売新聞戦後史班編（1982）『昭和戦後史 教育のあゆみ』読売新聞社
- 李芝英（2005）「日本における女性政策のパラダイムの変化」『公共政策研究』第 5 号
- 渡部蒔（2001）「わが国における私学政策と私立大学の航路」『京都橘女子大学研究紀要』第 27 号
- 渡部蒔（2003）「高等教育政策の展開とその特徴」高等教育研究会『大学創造』第 13 号
- 渡部蒔（2007）「私立学校振興助成法の成立の政治的ダイナミズム」『日本教育行政学会年報』第 33 号
- 渡部宗助編（1987）『「時事通信・内外教育版」記事総目録（戦後教育改革資料 4）』国立教育研究所
- 渡部宗助編（1989）『戦後改革期の教育に関する論説と記事：被占領下の「教育論調」と「教育に関する資料」より（戦後教育改革資料 8）』国立教育研究所
- 渡部宗助編（1990）『本田弘人旧蔵資料目録（戦後教育改革資料 9）』国立教育研究所
- 渡部宗助編（1992）『石川二郎旧蔵資料目録稿・森戸辰男関係文書目録稿（戦後教育改革資料 11）』国立教育研究所

渡部宗助編（1994）『文部省調査局調査課資料目録：飯田晃三旧蔵資料（戦後教育改革資料 12）』国立教育研究所

渡部宗助編（2002）『大島文義旧蔵文書目録（戦後教育改革資料 13）』国立教育政策研究所

渡辺久丸（1980）「私立学校振興助成法の立法過程と問題点」『現代日本の立法過程』法律文化社

Baumgartner, F. and Jones, B. (1991), “Agenda dynamics and policy subsystems,” *Journal of Politics*, 53.

Berman, S. (1998), *The Social Democratic Moment : Ideas and Politics in the Making of Interwar Europe*, Harvard University Press.

Blyth, M. (2002), *Great Transformations*, Cambridge University Press.

Campbell, J. L. (2002), “Ideas, politics and public policy,” *Annual Review of Sociology*, 28.

Cobb, R. W. and Elder, C. D.(1983), *Participation in American Politics : The Dynamics of Agenda-Building*(2nd ed), Johns Hopkins University Press.

Derthick, M. and Quirk, J. P. (1985), *The Politics of Deregulation*, Brookings Institution.

Dror, Y. (1971), *Design for Policy Sciences*, American Elsevier.

Dye, T. (2001), *Top Down Policy Making*, Chatam House.

Goldstein, J. (1993), *Ideas, Interests and American Trade Policy*, Cornell University Press.

Goldstein, J. and Keohane, R. O. eds. (1993), *Ideas and Foreign Policy : Belief, Institutions, and Political Change*, Cornell University.

Hall, P. A. (1993), “Policy paradigms, social learning, and the state,” *Comparative Politics*, 23.

Hall, P. A. (1997), “The Role of Interests, Institutions, and Ideas in the Comparative Political Economy of the Industrialized Nations,” in Lichbach, M. I. and Zuckerman, A. S. eds., *Comparative Politics: Rationality, Culture, and Structure*, Cambridge University Press.

Hass, P. M. (1992), “Introduction : epistemic communities and international policy coordination,” *International Organization*, 46.

Hayes, M. T. (1992), *Incrementalism and Public Policy*, New York : Longman.

Ikuo, K., and Gill., S. (2010), *Changing Politics in Japan*, Cornell Univ Pr.

Kingdon, J. W., (1995), *Agendas, Alternatives, and Public Policies (2nd ed.)*, N. Y. : Harper-Collins College Publishers., 1995.

Krasner, S. (1993), “Westphalia and All That,” in Goldstein and Keohane,(1993).

Krauss, E. S., and Pekkanen, R. J., (2010), *The Rise and Fall of Japan's LDP: Political Party Organizations As Historical Institutions*, Cornell Univ Pr.

Kruschke, E. R. and Jackson, B. M., (1987), *The Public Policy Dictionary*, ABC Clio Inc.(アール・R・クラスケ・ブライアン・M・ジャクソン(小池治・山谷清志訳)(1989)『政策研究の基礎用語』行政管

理研究センター).

Lasswell, H. D., (1971), *A Preview of Policy Sciences*, American Elsevier.

Lerner, D. and Lasswell, H. D., (1951), *The Policy Sciences : Recent Developments in Scope and Methods*, Stanford University Press.

Lindblom, C. E., (1959), "The Science of Muddling Through," *Public Administration Review*, 19.

Lindblom, C. E. and Woodhouse, E. J.(1993), *The Policy-making Process(3rd ed.)*, Englewood Cliffs, N.J. : Prentice Hall.(チャールズ・E・リンドブロム・エドワード・J・ウッドハウス(藪野祐三・案浦明子訳)(2004)『政策形成の過程—民主主義と公共性』東京大学出版会).

McNamara, K. R. (1998), *The Currency of Ideas: Monetary Politics in the European Union*, Cornell University Press.

National Institute for Educational Research. (1989), *Outline of historical materials concerning education reform under the allied occupation of Japan*(戦後教育改革資料 7).

Nitta, A. K. (2008), *The Politics of Structural Education Reform*, Routledge.

Ranney, A. ed. (1968), *Political Science and Public Policy*, Markham.

Pempel, T. J., (1978), *Patterns of Japanese Policymaking : Experience from Higher Education*, Westview Press(T.J.ペンペル(橋本敏一訳)(2004)『日本の高等教育政策』玉川大学出版部).

Quirk, P. J. (1988), "In defense of the politics of ideas," *Journal of Politics*, 50.

Reed, S. R., (1986), *Japanese Prefectures and Policymaking*, Oak Knoll Pr.(S・R・リード(森田朗・新川達郎・西尾勝・小池治訳)(1990)『日本の政府間関係—都道府県の政策決定—』木鐸社).

Reed, S. R., Mcelwain, K. M., and Kay, S., (2009), *Political Change in Japan: Electoral Behavior, Party Realignment, and the Koizumi Reforms*, Asia Pacific Research Center.

Rosenbluth, F. F., (2010), *Japan Transformed : Political Change and Economic Restructuring*, Princeton Univ Pr,

Sabatier, P. (1988), "An Advocacy Coalition framework of policy change and the role of policy-oriented learning therein," *Policy Sciences*, 21.

Sabatier, P. and Jenkins-Smith, H. eds. (1993), *Policy Change and Learning*, Westview.

Schoppa, L.J., (1991), *Education Reform in Japan*, London : Routledge(レオナード・シヨツパ(小川正人監訳)(2005)『日本の教育政策過程』三省堂).

Sikkink, K. (1991), *Ideas and Institutions : Developmentalism in Brazil and Argentina*, Cornell University Press.

Skogstad, G. (1998), "Ideas, paradigms and institutions : Agricultural exceptionalism in the European Union and the United States," *Governance*, 11.

Yee, A. S. (1996), "The causal effects of ideas on policies," *International Organization*, 50.

Vogel, S. K., (2006), *Japan Remodeled : How Government and Industry Are Reforming Japanese*

Capitalism, Cornell Univ Pr,

Walsh, J. I. (2000), When Do ideas matter? : Explaining the successes and failures of Thatcherite ideas, *Comparative Political Studies*, 33(4).

Weir, M. (1992), “Ideas and the politics of bounded innovation” in Steinmo, S., Thelen, K. and Longstreth, F., *Structuring Politics : Historical Institutionalism in Comparative Analysis*, Cambridge University Press.